令和７年度

公共用水域及び地下水の

水質測定計画

千　　葉　　県

令和７年度
公共用水域水質測定計画

令和７年度公共用水域水質測定計画

１　目的

本計画は、水質汚濁防止法第１６条第１項の規定により、千葉県の区域に属する公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質及び底質の測定について、必要な事項を定めるものである。

２　実施期間

令和７年４月から令和８年３月までとする。

３　測定機関

原則として河川法で定める大臣管理区間にあっては国（国土交通省）、その他の水域にあっては県及び水質汚濁防止法施行令に定める市（千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市及び市原市）（以下、「政令市」という。）が実施する。

ただし、境界区域である旧江戸川の浦安橋については、東京都が実施する。

４　測定概要

測定は、水質汚濁の状況を監視するため、以下のとおり実施する。

なお、環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成１３年５月３１日付け環水企第９２号）に準拠して行うものとする。

４－１　水質測定

（１）測定地点

水質測定地点数は下表のとおりで、個別の測定地点は別表１、２及び３並びに別図１、２及び３に示すとおりである。

区　分	河川、湖沼及び海域数	水質測定地点数	
			うち環境基準点の数
河　川	６８	１２１	７３
湖　沼	４	１５	４
海　域	４	４２	２１
計	７６	１７８	９８

※　表内の「環境基準点の数」は、生活環境の保全に係る環境基準の水域類型あてはめ水域のうちＢＯＤまたはＣＯＤに係る環境基準の達成評価を行っている地点の数

（２）測定項目

各測定地点における測定項目は、次の項目の中から水域の特性に応じて選定する。各測定地点の実施項目は別表４、５及び６に掲げるとおりである。

測定区分 (項目数)			項　　目
現場測定項目 （９項目）			天候、気温、水温、色相、臭気、水深、流量[河川]、 透視度[河川・湖沼]、透明度[湖沼・海域]
環境基準項目（39項目）	生活環境項目 （１２項目）*1		ｐＨ、ＢＯＤ[河川・湖沼]、ＣＯＤ、ＳＳ[河川・湖沼]、 大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全りん、ＤＯ*1、 底層溶存酸素量[湖沼・海域]*1
		水生生物項目 （うち３項目）	全亜鉛、ノニルフェノール、 ＬＡＳ（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）
	健 康 項 目 （２７項目）		カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、 アルキル水銀*2、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、 チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、 ふっ素[河川・湖沼]、ほう素[河川・湖沼]、1,4-ジオキサン
特殊項目 （５項目）			フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム
水道水源監視項目 （１項目）			トリハロメタン生成能[河川・湖沼]
その他の項目 （１１項目）			アンモニア性窒素、りん酸性りん、塩化物イオン[河川・湖沼]、 塩分[海域]、電気伝導率[河川・湖沼]、ＴＯＣ、ＤＯＣ[湖沼・海域]、 陰イオン界面活性剤、溶解性ＣＯＤ、クロロフィルａ、プランクトン
要監視項目（32項目）*3	人の健康の保護に係る項目 （２７項目）		ＥＰＮ、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、 アンチモン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、 ダイアジノン、フェニトロチオン（ＭＥＰ）、 イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル（ＴＰＮ）、 プロピザミド、ジクロルボス（ＤＤＶＰ）、 フェノブカルブ（ＢＰＭＣ）、イプロベンホス（ＩＢＰ）、 クロルニトロフェン（ＣＮＰ）、トルエン、キシレン、 クロロホルム*3、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、 全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ） 及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）
	水生生物の 保全に係る項目 （６項目）		クロロホルム*3、フェノール、ホルムアルデヒド、 4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

*1　生活環境項目のうち、ＤＯ（溶存酸素量）と底層溶存酸素量は１項目とみなし、項目数は１２項目としている。

*2　アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。

*3　要監視項目のクロロホルムは、人の健康の保護に係る項目と水生生物の保全に係る項目のいずれにも該当するため、項目数の合計では３２項目としている。

*4　ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）は２物質で１項目としている。

（３）測定頻度

各測定地点の測定頻度は、下表に掲げる頻度を原則とし、水域の特性に応じて実施し、各測定地点の項目別頻度は、別表４、５及び６のとおりとする。

なお、健康項目について環境基準値を超えた場合には、速やかに再調査を実施する。

区　　分		通　年　測　定　頻　度	
		採水日数	採水回数
河　　川		年４、６、１２日	１日１、２回
湖　　沼		年１２、２４日	１日１回
海 域	東京湾	年６、１２日	１日１回
	その他	年４日	１日１回

（４）採水時期

採水は、採水日前なるべく晴天が続き、水質が安定している日を選んで実施する。

（５）採水部位

採水部位は次のとおりとする。

区　分	採　　水　　部　　位
河　川	原則として流心部、表面から水深の２割の位置
湖　沼	表層、底層の２層
海　域	表層、底層の２層

※　表層とは、水面から 0.5m の部位をいう。

※　底層とは、原則として、水深が 5.0m 以上ある湖沼及び海域の測定地点においては、底上から 1.0m の部位をいう。ただし、水深が 16m 以上ある測定地点においては、水面から 15m の部位をいう。また、水深が 5.0m 未満の湖沼の測定地点においては、底上から 0.5m の部位をいう。

（６）測定方法

水質の測定方法は、水質汚濁に係る環境基準（昭和４６年１２月２８日環境庁告示第５９号）に定められている項目については、これに掲げる測定方法による。その他の項目については、原則として別表７のとおりとする。

４－２　底質測定

（１）測定地点

底質測定地点数は下表のとおりで、個別の測定地点は別表４、５及び６に示すとおりである。

区　分	河川、湖沼及び海域数	底質測定地点数	
			うち環境基準点の数
河　川	１２	２２	１５
湖　沼	2	2	1
海　域	5	5	4
計	１９	２９	２０

※　表内の水質環境基準点数は、生活環境の保全に係る環境基準水域類型あてはめ水域のうちＢＯＤまたはＣＯＤに係る基準点数

（２）測定項目

各測定地点における測定項目は、下表のとおりである。

測 定 区 分	項　　目
基本項目（５項目）	酸化還元電位、乾燥減量、強熱減量、微細泥率、ｐＨ
富栄養化項目（４項目）	ＣＯＤsed、全窒素、全りん、ＴＯＣ
金属等（１１項目）	水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレン、鉄、マンガン、亜鉛、銅、クロム、硫化物［湖沼・海域］

（３）測定頻度

各測定地点の測定頻度は、年１回とする。

（４）採泥時期

採泥は、水質測定の実施時期に合わせることを原則とする。

（５）採泥部位

採泥部位は、底泥の表層とする。（河川については流心部の底泥とする）

（６）測定方法

底質の測定方法は、平成２４年８月８日環水大水発第 120725002 号に掲げる方法等によることとし、原則として別表８のとおりとする。

５　測定結果の送付及び公表等

国、都及び政令市は、この水質測定計画に基づき実施した測定結果を県に送付するものとし、県はこれらの測定結果を取りまとめの上公表する。

６　その他

本計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上定めるものとする。

令和７年度　公共用水域水質測定計画総括表

測定機関及び水域区分別測定地点数

（１）　通年測定

区　分			測定機関	河川、湖沼及び海域数	測定地点数（環境基準点の数）
河川	江戸川		国土交通省	2	8（　4）
			東京都		1（　1）
		利根運河	国土交通省	1	2（　1）
		江戸川流入河川	松戸市	7	5（　2）
			市川市		5（　4）
	利根川		国土交通省	1	8（　2）
		利根川流入河川	千葉県	１１	１７（　8）
		手賀沼流入河川	千葉県	5	2（　2）
			柏　市		3（　2）
		印旛沼流入河川	千葉県	７[1)]	8（　7）
	九十九里海域流入河川		千葉県	9	１６（１２）
	南房総海域流入河川		千葉県	１０	１５（１０）
	東京湾内湾流入河川		千葉県	１０[1)]	１０（　5）
			千葉市		3（　3）
			船橋市		1（　1）
			市原市		6（　4）
	東京湾内房流入河川		千葉県	6	１１（　5）
	計			６８[1)]	１２１（７３）
湖沼	印旛沼		千葉県	1	4（　1）
	手賀沼		国土交通省	1	1（　0）
			千葉県		2（　1）
			柏市		1（　0）
	高滝ダム貯水池		市原市	1	4（　1）
	亀山ダム貯水池		千葉県	1	3（　1）
	計			4	１５（　4）
海域	東京湾内湾　（富津航路以北）		千葉県	1	１９（１８）
			千葉市		3（　0）
			船橋市		2（　1）
	東京湾内房（富津岬下～富浦沖）		千葉県	1	9（　2）
	南房総　（白浜沿岸～大原沿岸）		千葉県	1	5（　0）
	九十九里　（一宮沿岸～銚子沿岸）		千葉県	1	4（　0）
	計			4	４２（２１）

1）印旛放水路は上流（印旛沼流入河川）及び下流（東京湾内湾流入河川）をそれぞれの河川数に計上しているが、河川の「計」では、１河川として計上している。

（２） 底質測定

区　分		測定機関	河川、湖沼及び海域数	測定地点数(環境基準点数)
河川	江戸川	国土交通省	2	5（　3）
		東京都		1（　1）
	利根運河	国土交通省	1	1（　1）
	利根川	国土交通省	1	7（　2）
	利根川流入河川	千葉県	2	2（　2）
	手賀沼流入河川	千葉県	1	1（　1）
	印旛沼流入河川	千葉県	1	1（　1）
	九十九里海域流入河川	千葉県	1	1（　1）
	南房総流入河川	千葉県	1	1（　1）
	東京湾内房流入河川	千葉県	1	1（　1）
	東京湾内湾流入河川	船橋市	1	1（　1）
	計		１２	２２（１５）
湖沼	手賀沼	国土交通省	1	1（　0）
	亀山ダム貯水池	千葉県	1	1（　1）
	計		2	2（　1）
海域	東京湾内湾　（富津航路以北）	千葉県	3	3（　3）
		船橋市	2	2（　1）
	計		5	5（　4）

別表１　　測定地点（河川）

	河川名	BOD等			水生生物			番号	測定地点名	緯度・経度（世界測地系）	測定地点の所在地	測定機関名
		類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点					
江戸川	江戸川	江戸川上流	A		江戸川及び旧江戸川（全域）	生物B		1	関宿橋	N 36°05′06″ E 139°46′43″	野田市	国土交通省
			A					2	野田橋	N 35°56′20″ E 139°50′47″	野田市	国土交通省
			A	○			○	3	流山橋	N 35°50′45″ E 139°53′28″	流山市	国土交通省
			A					4	新葛飾橋	N 35°46′06″ E 139°52′47″	松戸市	国土交通省
			A	○			○	5	矢切取水場	N 35°45′15″ E 139°53′17″	松戸市	国土交通省
		江戸川中流	B					6	市川橋	N 35°44′03″ E 139°54′00″	市川市	国土交通省
			B	○			○	7	江戸川水門	N 35°42′20″ E 139°54′59″	市川市	国土交通省
		江戸川下流（１）	C	○			○	8	東西線鉄橋	N 35°41′59″ E 139°55′45″	市川市	国土交通省
	旧江戸川	江戸川下流（２）	B	○			○	9	浦安橋	N 35°39′56″ E 139°53′14″	浦安市	東京都
	利根運河	利根運河	B	○	利根運河	生物B	○	10	運河橋	N 35°54′56″ E 139°54′19″	流山市	国土交通省
			B					11	本川合流前	N 35°54′30″ E 139°52′47″	流山市	国土交通省
	江戸川流入河川：坂川	坂川	E	○	坂川		○	12	弁天橋	N 35°47′37″ E 139°54′00″	松戸市	松戸市
			E					13	赤圦樋門	N 35°46′54″ E 139°53′41″	松戸市	松戸市
	新坂川	新坂川	E	○	新坂川		○	14	さかね橋	N 35°47′20″ E 139°54′00″	松戸市	松戸市
	六間川	－	－		－	－		15	古ヶ崎排水機場	N 35°47′57″ E 139°53′41″	松戸市	松戸市
	国分川	国分川	E		国分川	生物B		16	秋山弁天橋	N 35°45′41″ E 139°55′23″	松戸市	松戸市
			E	○			○	17	須和田橋	N 35°44′13.5″ E 139°55′32.1″	市川市	市川市
	春木川	春木川	E	○	春木川		○	18	国分川合流前	N 35°44′18.5″ E 139°55′29.1″	市川市	市川市
	真間川	真間川	E	○	真間川			19	根本水門	N 35°44′14.6″ E 139°54′28.2″	市川市	市川市
			E	○			○	20	三戸前橋	N 35°41′58.1″ E 139°56′58.4″	市川市	市川市
	大柏川	－	－		－	－		21	浅間橋	N 35°43′40.6″ E 139°56′19.8″	市川市	市川市
利根川	利根川	利根川下流	A		利根川中・下流（坂東大橋より下流）	生物B		22	芽吹橋	N 35°59′00″ E 139°53′29″	野田市	国土交通省
			A					23	大利根橋（取手）	N 35°53′26″ E 140°3′20″	我孫子市	国土交通省
			A	○			○	24	栄橋（布川）	N 35°51′23″ E 140°8′6″	我孫子市	国土交通省
			A					25	須賀	N 35°51′34″ E 140°15′0″	栄町	国土交通省
			A					26	金江津	N 35°52′56″ E 140°20′54″	成田市	国土交通省
			A	○			○	27	水郷大橋（佐原）	N 35°54′24″ E 140°29′47″	香取市	国土交通省
			A					28	河口堰	N 35°51′37″ E 140°37′34″	東庄町	国土交通省
			A					29	銚子大橋	N 35°44′22″ E 140°49′27″	銚子市	国土交通省

※　類型指定水域名（水生生物）　B:「生物B」

		河川名	BOD等			水生生物			番号	測定地点名	緯度・経度（世界測地系）	測定地点の所在地	測定機関名
			類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点					
利根川	手賀沼流入河川	亀成川	亀成川	B	○	亀成川	B	○	30	亀成橋	N 35° 49′ 44″ E 140° 07′ 09″	印西市	千葉県
		金山落	金山落	B	○	金山落	B	○	31	名内橋	N 35° 50′ 03″ E 140° 03′ 18″	白井市	千葉県
		染井入落	－	－		－	－		32	染井新橋	N 35° 50′ 47″ E 140° 02′ 58″	柏市	柏市
		大津川	大津川	C	○	大津川	B	○	33	上沼橋	N 35° 50′ 59″ E 139° 59′ 37″	柏市	柏市
		大堀川	大堀川	D	○	大堀川	B	○	34	北柏橋	N 35° 52′ 22″ E 139° 59′ 06″	柏市	柏市
	印旛沼流入河川	鹿島川	鹿島川	A		鹿島川	B		35	岩富橋	N 35° 40′ 16″ E 140° 13′ 53″	佐倉市	千葉県
				A	○		B	○	36	鹿島橋	N 35° 43′ 36″ E 140° 12′ 53″	佐倉市	千葉県
		高崎川	高崎川	C	○	高崎川	B	○	37	竜灯橋	N 35° 42′ 48″ E 140° 13′ 20″	佐倉市	千葉県
		手繰川	手繰川	C	○	手繰川	B	○	38	無名橋	N 35° 44′ 11″ E 140° 10′ 09″	佐倉市	千葉県
		師戸川	師戸川	B	○	師戸川	B	○	39	師戸橋	N 35° 45′ 10″ E 140° 10′ 51″	印西市	千葉県
		神崎川	神崎川	A	○	神崎川	B	○	40	神崎橋	N 35° 46′ 44″ E 140° 07′ 07″	八千代市	千葉県
		桑納川	桑納川	D	○	桑納川	B	○	41	桑納橋	N 35° 45′ 04″ E 140° 06′ 05″	八千代市	千葉県
		印旛放水路（上流）	印旛放水路上流	C	○	印旛放水路	B	○	42	八千代橋	N 35° 45′ 36″ E 140° 06′ 24″	八千代市	千葉県
	利根川流入河川	長門川	長門川	B	○	長門川	B	○	43	長門橋	N 35° 50′ 26″ E 140° 13′ 56″	栄町	千葉県
		根木名川	根木名川	B		根木名川	B		44	さくら橋	N 35° 47′ 39″ E 140° 19′ 33″	成田市	千葉県
				B			B		45	根木名橋	N 35° 50′ 17″ E 140° 19′ 07″	成田市	千葉県
				B	○		B	○	46	新川水門	N 35° 51′ 44″ E 140° 19′ 06″	成田市	千葉県
		派川根木名川	－	－		－	－		47	根木名川橋	N 35° 52′ 02″ E 140° 19′ 57″	成田市	千葉県
		大須賀川	大須賀川	A		大須賀川	B		48	関橋	N 35° 52′ 33″ E 140° 26′ 32″	香取市	千葉県
				A	○		B	○	49	黄金橋	N 35° 54′ 12″ E 140° 29′ 10″	香取市	千葉県
		横利根川	－	－		－	－		50	横利根閘門	N 35° 54′ 40″ E 140° 29′ 44″	香取市	千葉県
		与田浦川	－	－		－	－		51	与田浦橋	N 35° 55′ 37″ E 140° 31′ 53″	香取市	千葉県
		小野川	小野川	B	○	小野川	B	○	52	小野川水門	N 35° 53′ 53″ E 140° 30′ 22″	香取市	千葉県
		黒部川	黒部川上流	B		黒部川	B		53	迎田橋	N 35° 48′ 36″ E 140° 37′ 03″	香取市	千葉県
				B	○		B		54	中央大橋	N 35° 51′ 17″ E 140° 36′ 21″	香取市	千葉県
			黒部川下流	A	○		B	○	55	黒部川水門	N 35° 50′ 03″ E 140° 41′ 56″	東庄町	千葉県
		清水川	清水川	A		清水川	B		56	山川橋	N 35° 50′ 28″ E 140° 34′ 11″	香取市	千葉県
				A	○		B	○	57	清水橋	N 35° 50′ 38″ E 140° 35′ 30″	香取市	千葉県
		忍川	－	－		－	－		58	富川地先	N 35° 46′ 46″ E 140° 44′ 10″	銚子市	千葉県
		高田川	高田川	A	○	高田川	B	○	59	白石取水場	N 35° 44′ 49″ E 140° 44′ 47″	銚子市	千葉県

※　類型指定水域名（水生生物）　B:「生物B」

	河川名	BOD等			水生生物			番号	測定地点名	緯度・経度（世界測地系）	測定地点の所在地	測定機関名
		類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点					
九十九里海域流入河川	七間川	―	―		―	―		60	元禄橋	N 35° 45′ 00″ E 140° 38′ 02″	旭市	千葉県
	新川	新川上流	C	○	新川	B		61	干潟大橋	N 35° 43′ 26″ E 140° 37′ 23″	旭市	千葉県
		新川下流	C	○		B	○	62	駒込堰	N 35° 41′ 52″ E 140° 36′ 58″	旭市	千葉県
	栗山川	栗山川上流	A	○	栗山川	B		63	新井橋	N 35° 41′ 57″ E 140° 28′ 07″	多古町	千葉県
			A			B		64	粟嶋橋	N 35° 40′ 39″ E 140° 28′ 46″	横芝光町	千葉県
		栗山川下流	B	○		B	○	65	木戸大橋	N 35° 37′ 26″ E 140° 31′ 32″	横芝光町	千葉県
	高谷川	高谷川	A	○	高谷川	B	○	66	与平橋	N 35° 41′ 28″ E 140° 27′ 38″	横芝光町	千葉県
	木戸川	木戸川	A		木戸川	B		67	小池橋	N 35° 41′ 26″ E 140° 24′ 24″	芝山町	千葉県
			A	○		B	○	68	木戸橋	N 35° 35′ 10″ E 140° 28′ 37″	山武市	千葉県
	作田川	作田川	A	○	作田川	B	○	69	龍宮大橋	N 35° 33′ 06″ E 140° 26′ 25″	九十九里町	千葉県
	真亀川	真亀川	C		真亀川	B		70	幸田橋	N 35° 32′ 26″ E 140° 23′ 09″	東金市	千葉県
			C	○		B	○	71	真亀橋	N 35° 30′ 02″ E 140° 25′ 33″	九十九里町	千葉県
	南白亀川	南白亀川	B	○	南白亀川	B	○	72	観音堂橋	N 35° 27′ 14″ E 140° 22′ 23″	白子町	千葉県
	一宮川	一宮川上流	B	○	一宮川	B		73	昭和橋	N 35° 25′ 20″ E 140° 17′ 16″	茂原市	千葉県
		一宮川中流	B	○		B		74	北川橋	N 35° 23′ 20″ E 140° 19′ 40″	長生村	千葉県
		一宮川下流	C	○		B	○	75	中之橋	N 35° 22′ 36″ E 140° 22′ 22″	一宮町	千葉県
南房総海域流入河川	夷隅川	夷隅川上流	A	○	夷隅川	B		76	三口橋	N 35° 16′ 54″ E 140° 14′ 40″	大多喜町	千葉県
		夷隅川下流	B			B		77	増田橋	N 35° 17′ 08″ E 140° 15′ 59″	いすみ市	千葉県
			B			B		78	苅谷橋	N 35° 17′ 00″ E 140° 19′ 10″	いすみ市	千葉県
			B	○		B	○	79	江東橋	N 35° 17′ 54″ E 140° 23′ 48″	いすみ市	千葉県
	二タ間川	二タ間川	A	○	二タ間川	B	○	80	坂本	N 35° 08′ 24″ E 140° 09′ 11″	鴨川市	千葉県
	袋倉川	袋倉川	A	○	袋倉川	B	○	81	東町地先	N 35° 08′ 08″ E 140° 07′ 49″	鴨川市	千葉県
	待崎川	待崎川	A	○	待崎川	B	○	82	横渚取水口	N 35° 06′ 52″ E 140° 06′ 03″	鴨川市	千葉県
	加茂川	加茂川	B		加茂川	B		83	石田橋	N 35° 08′ 19″ E 139° 59′ 16″	鴨川市	千葉県
			B	○		B	○	84	加茂川橋	N 35° 05′ 52″ E 140° 06′ 06″	鴨川市	千葉県
	三原川	三原川	A	○	三原川	B	○	85	三原橋	N 35° 02′ 27″ E 139° 59′ 27″	南房総市	千葉県
			A			B		86	小向浄水場取水口	N 35° 03′ 57″ E 139° 59′ 51″	南房総市	千葉県
	丸山川	丸山川	B	○	丸山川	B	○	87	朝夷橋	N 35° 00′ 58″ E 139° 58′ 02″	南房総市	千葉県
	瀬戸川	瀬戸川	B	○	瀬戸川	B	○	88	瀬戸川橋	N 34° 58′ 58″ E 139° 58′ 02″	南房総市	千葉県
	川尻川	―	―		―	―		89	川尻橋	N 34° 57′ 50″ E 139° 57′ 35″	南房総市	千葉県
	長尾川	長尾川	A	○	長尾川	B	○	90	上水道取水口	N 34° 55′ 11″ E 139° 53′ 02″	南房総市	千葉県

※ 類型指定水域名（水生生物） B:「生物B」

	河川名	BOD等			水生生物			番号	測定地点名	緯度・経度（世界測地系）	測定地点の所在地	測定機関名
		類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点					
東京湾内房流入河川	汐入川	汐入川	B		汐入川	B		91	東田橋	N 34° 58′ 32″ E 139° 52′ 00″	館山市	千葉県
			B	○		B	○	92	要橋	N 34° 59′ 24″ E 139° 51′ 42″	館山市	千葉県
	平久里川	平久里川	A		平久里川	B		93	横峰大橋	N 35° 01′ 21″ E 139° 53′ 16″	館山市	千葉県
			A	○		B	○	94	平成橋	N 35° 00′ 42″ E 139° 52′ 19″	館山市	千葉県
	増間川	増間川	A	○	増間川	B	○	95	池田橋	N 35° 03′ 39″ E 139° 54′ 06″	南房総市	千葉県
	佐久間川	―	―		―	―		96	勝山橋	N 35° 06′ 46″ E 139° 49′ 55″	鋸南町	千葉県
	湊川	湊川	A		湊川	B		97	東郷橋	N 35° 13′ 06″ E 139° 55′ 58″	富津市	千葉県
			A	○		B	○	98	湊橋	N 35° 12′ 54″ E 139° 52′ 10″	富津市	千葉県
			A			B		99	丹後橋	N 35° 13′ 05″ E 139° 53′ 17″	富津市	千葉県
	染川	染川	C		染川	B		100	染川橋	N 35° 15′ 39″ E 139° 53′ 05″	富津市	千葉県
			C	○		B	○	101	川向橋	N 35° 15′ 14″ E 139° 52′ 15″	富津市	千葉県
東京湾内湾流入河川	小糸川	小糸川上流	B	○	小糸川	B		102	粟倉橋	N 35° 15′ 08″ E 139° 59′ 52″	君津市	千葉県
		小糸川下流	C			B		103	八千代橋	N 35° 17′ 59″ E 139° 58′ 56″	君津市	千葉県
			C	○		B	○	104	人見橋	N 35° 20′ 21″ E 139° 51′ 54″	君津市	千葉県
	矢那川	―	―		―	―		105	平川橋	N 35° 22′ 28″ E 139° 57′ 14″	木更津市	千葉県
		―	―		―	―		106	富士見橋	N 35° 22′ 47″ E 139° 55′ 13″	木更津市	千葉県
	小櫃川	小櫃川上流	A	○	小櫃川	B		107	岩田橋	N 35° 18′ 44″ E 140° 03′ 07″	君津市	千葉県
			A			B		108	門生橋	N 35° 13′ 20″ E 140° 07′ 44″	君津市	千葉県
		小櫃川下流	B	○		B	○	109	小櫃橋	N 35° 25′ 30″ E 139° 56′ 35″	袖ケ浦市	千葉県
			B			B		110	椿橋	N 35° 23′ 44″ E 139° 59′ 06″	木更津市	千葉県
	御腹川	御腹川	A	○	御腹川	B	○	111	御腹川橋	N 35° 19′ 26″ E 140° 03′ 35″	君津市	千葉県
	養老川	養老川上流	A	○	養老川	B		112	持田崎橋	N 35° 18′ 00″ E 140° 08′ 46″	市原市	市原市
		養老川中流	B	○		B		113	浅井橋	N 35° 28′ 01″ E 140° 06′ 56″	市原市	市原市
		養老川下流	C	○		B	○	114	養老大橋	N 35° 31′ 55″ E 140° 04′ 40″	市原市	市原市
	村田川	村田川	C		村田川	B		115	新瀬又橋	N 35° 31′ 41″ E 140° 12′ 27″	市原市	市原市
			C			B		116	江川橋	N 35° 32′ 22″ E 140° 09′ 09″	市原市	市原市
			C	○		B	○	117	新村田橋	N 35° 32′ 48″ E 140° 07′ 33″	市原市	市原市
	都川	都川	E	○	都川	B	○	118	都橋	N 35° 36′ 16″ E 140° 07′ 18″	千葉市	千葉市
	葭川	葭川	E	○	葭川	B	○	119	日本橋	N 35° 36′ 20″ E 140° 07′ 13″	千葉市	千葉市
	印旛放水路（下流）	印旛放水路下流	C	○	印旛放水路	B	○	120	新花見川橋	N 35° 39′ 12″ E 140° 03′ 44″	千葉市	千葉市
	海老川	海老川	E	○	海老川	B	○	121	八千代橋	N 35° 41′ 40″ E 139° 59′ 23″	船橋市	船橋市

※ 類型指定水域名（水生生物） B:「生物B」

別図1　公共用水域の水質測定地点図（河川）

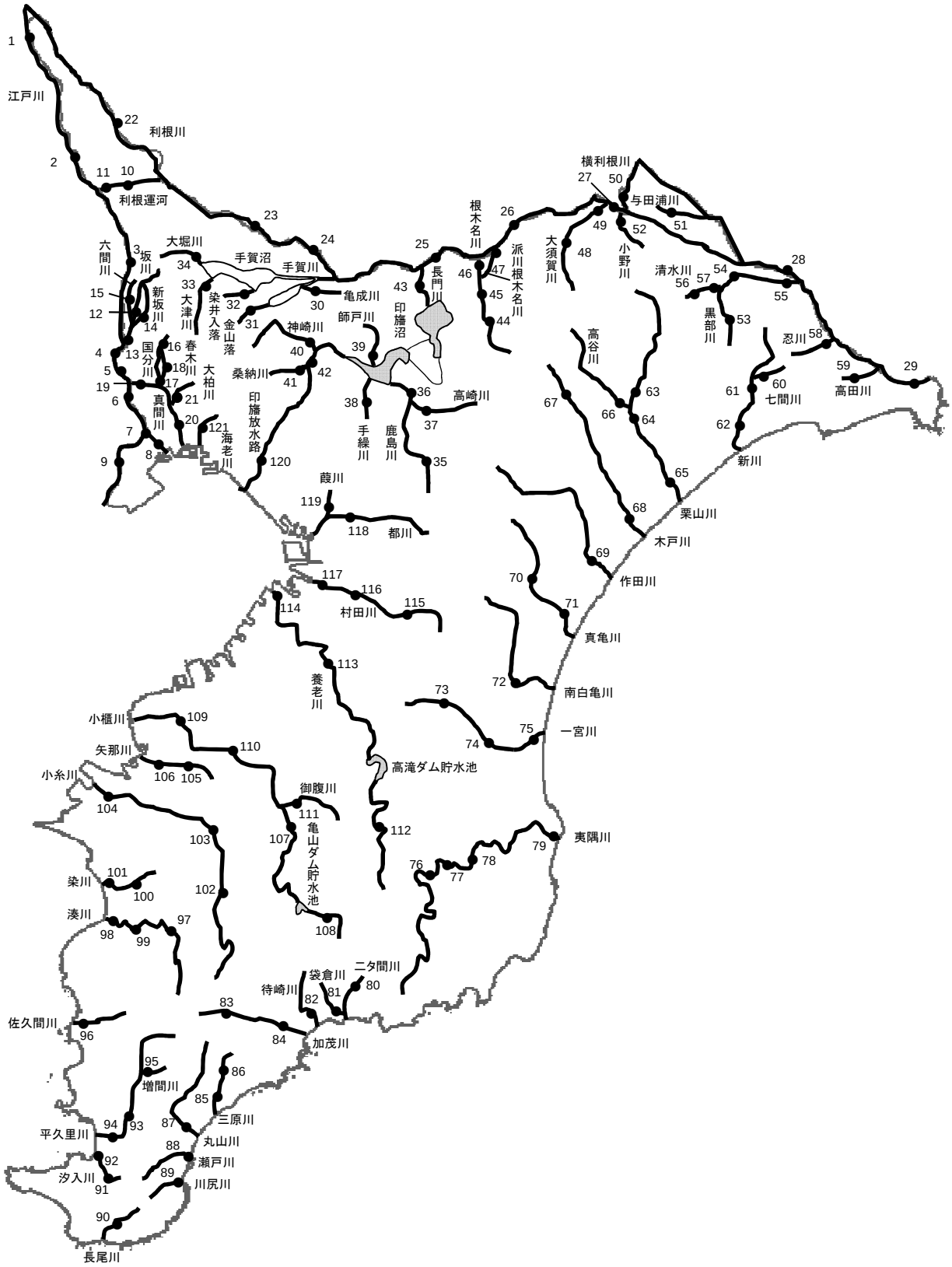

別表２　　測定地点（湖沼）

	湖沼名	COD等			N･P			水生生物			番号	測定地点名	緯度・経度（世界測地系）	測定地の所在地	測定機関名
		類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点					
印旛沼	印旛沼	印旛沼	A		印旛沼	Ⅲ		印旛沼	B		1	阿宗橋	N 35°45′50″ E 140°08′41″	印西市	千葉県
			A	○		Ⅲ	○		B	○	2	上水道取水口下	N 35°44′51″ E 140°11′37″	佐倉市	千葉県
			A			Ⅲ			B		3	一本松下	N 35°45′59″ E 140°12′31″	印西市	千葉県
			A			Ⅲ			B		4	北印旛沼中央	N 35°48′01″ E 140°15′07″	成田市	千葉県
手賀沼	手賀沼	手賀沼	B		手賀沼	Ⅴ		手賀沼	B		5	根戸下	N 35°51′44″ E 140°00′30″	我孫子市	千葉県
			B	○		Ⅴ	○		B	○	6	手賀沼中央	N 35°51′03″ E 140°03′26″	我孫子市	千葉県
			B			Ⅴ			B		7	布佐下	N 35°50′27″ E 140°7′48″	印西市	国土交通省
			B			Ⅴ			B		8	下手賀沼中央	N 35°49′55″ E 140°06′03″	柏市	柏市
高滝ダム貯水池	高滝ダム貯水池	高滝ダム貯水池	A		－	－		高滝ダム貯水池	B		9	坂下橋	N 35°19′30″ E 140°08′41″	市原市	市原市
			A	○		－			B	○	10	加茂橋下流部	N 35°21′08″ E 140°09′35″	市原市	市原市
			A			－			B		11	北崎橋	N 35°21′30″ E 140°09′21″	市原市	市原市
			A			－			B		12	小佐貫橋下流部	N 35°21′19″ E 140°08′48″	市原市	市原市
亀山ダム貯水池	亀山ダム貯水池	亀山ダム貯水池	A	○	－	－		亀山ダム貯水池	B	○	13	堤体直上流部	N 35°13′48″ E 140°05′07″	君津市	千葉県
			A			－			B		14	小月橋	N 35°13′17″ E 140°04′33″	君津市	千葉県
			A			－			B		15	亀山大橋	N 35°13′38″ E 140°05′45″	君津市	千葉県

※　類型指定水域名（水生生物）　B:「湖沼生物B」

別図2　公共用水域の水質測定地点図（湖沼）

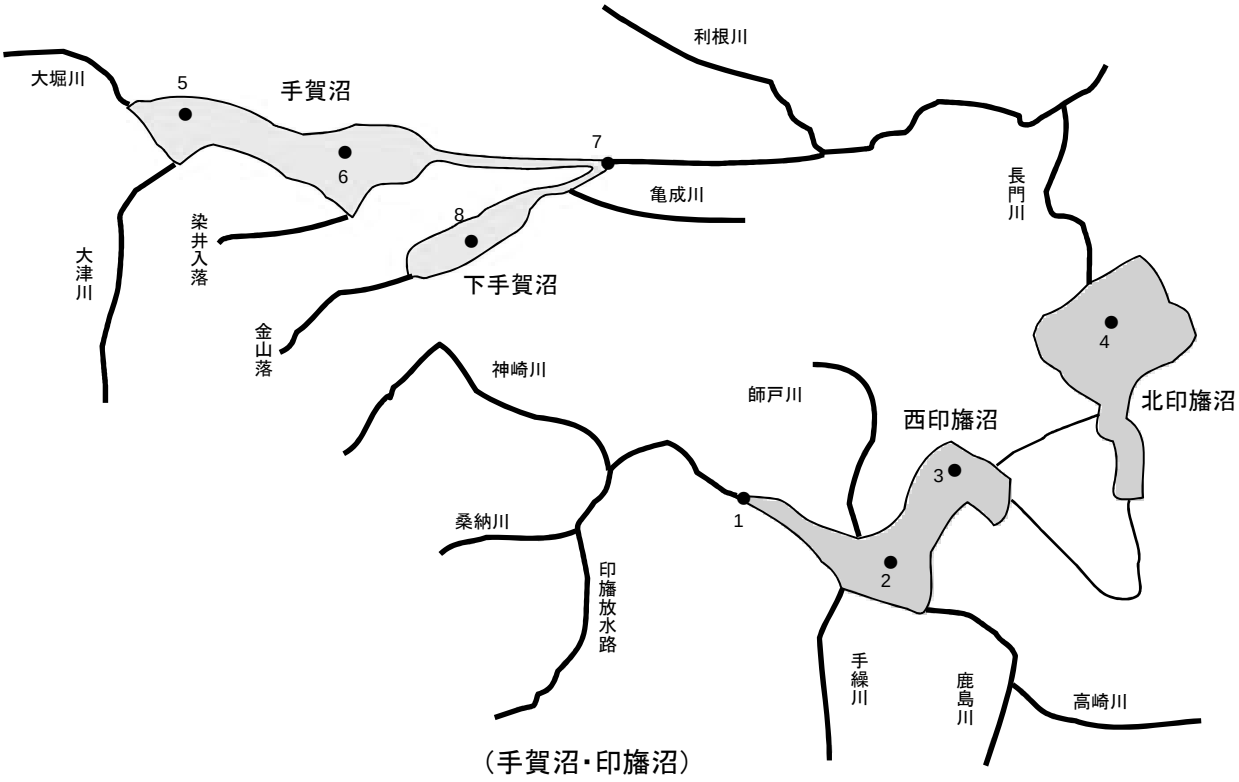

（手賀沼・印旛沼）

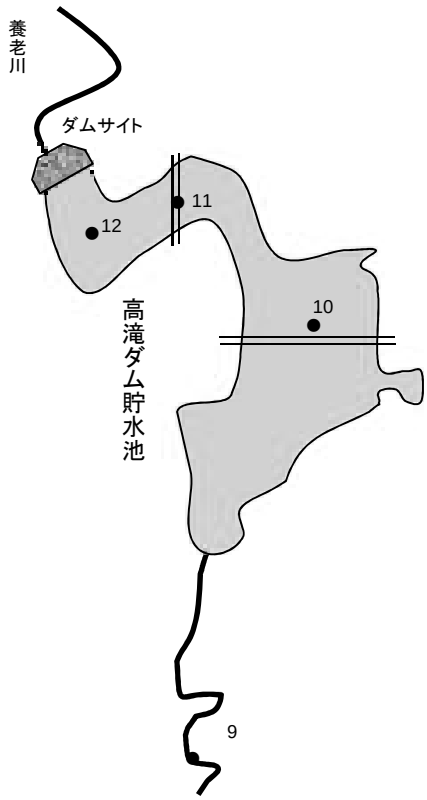

（高滝ダム貯水池）

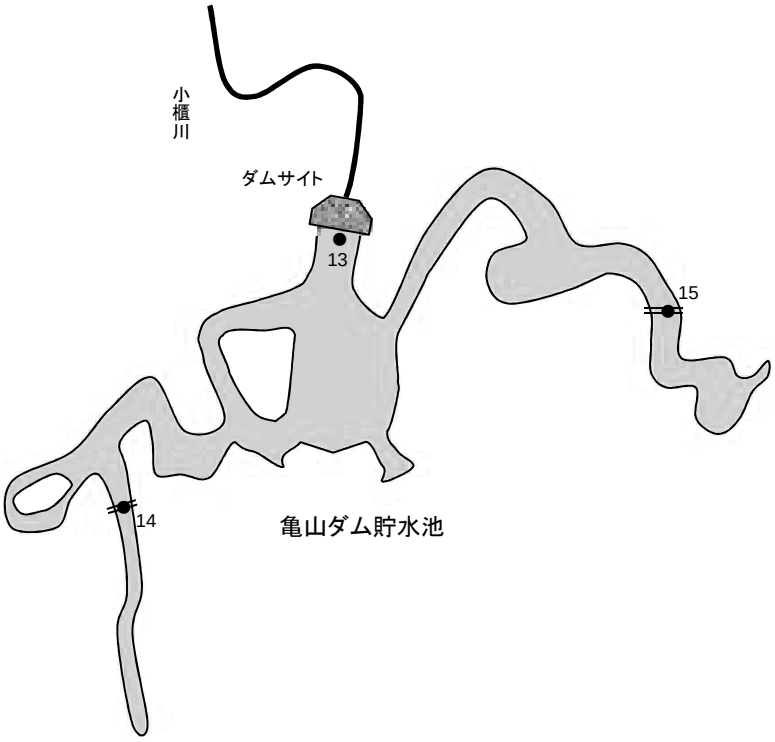

（亀山ダム貯水池）

別表３　　測定地点（海域）

	海域名	COD等			N・P			水生生物			番号	測定地点名	緯度・経度（世界測地系）	測定地点の所在地	測定機関名
		類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点	類型指定水域名	環境基準類型	環境基準点					
東京内湾	東京湾	千葉港（甲）	C	○	千葉港	Ⅳ	○	東京湾	A	○	1	東京湾5	N 35° 36′ 19″ E 140° 03′ 40″	稲毛沿岸	千葉県
			C	○		Ⅳ	○		A	○	2	東京湾7	N 35° 33′ 52″ E 140° 04′ 34″	千葉沿岸	千葉県
			C	○		Ⅳ	○		A	○	3	東京湾12	N 35° 30′ 27″ E 140° 00′ 58″	姉崎沿岸	千葉県
			C			Ⅳ			A		4	千葉1	N 35° 35′ 01″ E 140° 04′ 43″	千葉港前面	千葉市
			C			Ⅳ			A		5	千葉2	N 35° 35′ 03″ E 140° 06′ 30″	千葉港内	千葉市
			C			Ⅳ			A		6	千葉3	N 35° 36′ 23″ E 140° 05′ 09″	千葉新港	千葉市
		千葉港（乙）	B	○	東京湾（二）	Ⅲ	○		A	○	7	東京湾6	N 35° 35′ 26″ E 140° 03′ 19″	千葉航路	千葉県
			B	○		Ⅲ	○		A	○	8	東京湾9	N 35° 32′ 13″ E 140° 01′ 12″	五井沖	千葉県
			B	○		Ⅲ	○		A	○	9	東京湾11	N 35° 29′ 53″ E 139° 59′ 08″	姉崎沖	千葉県
		東京湾（１）	C	○		Ⅲ			A		10	東京湾17	N 35° 21′ 24″ E 139° 50′ 48″	君津航路	千葉県
		東京湾（２）	C	○	東京湾（イ）	Ⅳ	○		A	○	11	東京湾16	N 35° 22′ 12″ E 139° 52′ 55″	木更津航路	千葉県
		東京湾（３）	C	○	東京湾（ロ）	Ⅳ			A		12	船橋1	N 35° 40′ 00″ E 139° 58′ 58″	船橋港内	船橋市
		東京湾（４）	C	○		Ⅳ		東京湾（イ）	特A	○	13	東京湾2	N 35° 40′ 15″ E 139° 57′ 07″	江戸川河口	千葉県
		東京湾（９）	B	○		Ⅳ	○	東京湾	A	○	14	東京湾1	N 35° 36′ 38″ E 139° 53′ 52″	浦安沿岸	千葉県
			B	○		Ⅳ	○		A	○	15	東京湾3	N 35° 38′ 45″ E 139° 59′ 25″	京葉港沿岸	千葉県
			B			Ⅳ			A		16	船橋2	N 35° 38′ 28″ E 139° 59′ 14″	船橋航路	船橋市
		東京湾（１１）	B	○		Ⅳ	○		A	○	17	東京湾4	N 35° 36′ 26″ E 139° 58′ 02″	市川・船橋沖	千葉県
			B	○		Ⅳ	○		A	○	18	東京湾8	N 35° 33′ 02″ E 139° 54′ 36″	湾中央	千葉県
		東京湾（１２）	B	○	東京湾（ニ）	Ⅲ	○		A	○	19	東京湾10	N 35° 32′ 17″ E 139° 57′ 11″	千葉航路入口	千葉県
			B	○		Ⅲ	○		A	○	20	東京湾15	N 35° 24′ 07″ E 139° 51′ 47″	木更津沿岸	千葉県
			B	○		Ⅲ	○	東京湾（ハ）	特A	○	21	東京湾18	N 35° 20′ 37″ E 139° 47′ 58″	富津航路	千葉県
		東京湾（１６）	A	○		Ⅲ	○	東京湾	A	○	22	東京湾13	N 35° 29′ 02″ E 139° 54′ 38″	袖ケ浦沖	千葉県
			A	○		Ⅲ	○		A	○	23	東京湾14	N 35° 25′ 29″ E 139° 51′ 46″	木更津沖	千葉県
		千葉港（乙）	B			Ⅲ		東京湾（ロ）	特A	○	24	盤 洲	N 35° 27′ 28″ E 139° 56′ 58″	盤洲干潟沖	千葉県
東京内房		東京湾（１７）	A	○	東京湾（ホ）	Ⅱ	○	東京湾（ホ）	特A	○	25	東京湾19	N 35° 17′ 00″ E 139° 47′ 04″	富津岬下	千葉県
			A	○		Ⅱ	○		特A	○	26	東京湾20	N 35° 14′ 24″ E 139° 50′ 02″	上総湊沿岸	千葉県
			A			Ⅱ		東京湾（へ）	特A		27	東京湾21	N 35° 08′ 09″ E 139° 49′ 24″	保田沿岸	千葉県
			A			Ⅱ			特A	○	28	東京湾22	N 35° 05′ 20″ E 139° 49′ 41″	岩井沿岸	千葉県
			A			Ⅱ			特A		29	東京湾23	N 35° 03′ 09″ E 139° 48′ 09″	富浦沿岸	千葉県
			A			Ⅱ			特A		30	東京湾24	N 35° 00′ 58″ E 139° 49′ 13″	船形沿岸	千葉県
			A			Ⅱ			特A		31	東京湾25	N 34° 59′ 42″ E 139° 50′ 49″	北条沿岸	千葉県
			A			Ⅱ			特A	○	32	東京湾27	N 34° 59′ 47″ E 139° 48′ 04″	西岬沿岸	千葉県
			A			Ⅱ	○	東京湾	A	○	33	東京湾28	N 35° 03′ 02″ E 139° 45′ 38″	富浦沖	千葉県
九十九里	（南房総・九十九里）	－	－		－	－		－	－		34	太平洋1	N 35° 40′ 03″ E 140° 53′ 13″	銚子沿岸	千葉県
		－	－		－	－		－	－		35	太平洋2	N 35° 35′ 10″ E 140° 33′ 44″	横芝沿岸	千葉県
		－	－		－	－		－	－		36	太平洋3	N 35° 28′ 55″ E 140° 27′ 13″	大網白里沿岸	千葉県
		－	－		－	－		－	－		37	太平洋4	N 35° 22′ 51″ E 140° 25′ 05″	一宮沿岸	千葉県
南房総		－	－		－	－		－	－		38	太平洋5	N 35° 16′ 52″ E 140° 26′ 04″	大原沿岸	千葉県
		－	－		－	－		－	－		39	太平洋6	N 35° 07′ 11″ E 140° 18′ 33″	勝浦沿岸	千葉県
		－	－		－	－		－	－		40	太平洋7	N 35° 04′ 26″ E 140° 08′ 35″	鴨川沿岸	千葉県
		－	－		－	－		－	－		41	太平洋8	N 35° 00′ 19″ E 140° 02′ 28″	和田沿岸	千葉県
		－	－		－	－		－	－		42	太平洋9	N 34° 52′ 56″ E 139° 53′ 32″	白浜沿岸	千葉県

※　類型指定水域名（水生生物）
A：海域生物A
特A：海域生物特A

別図3　公共用水域の水質測定地点図（海域）

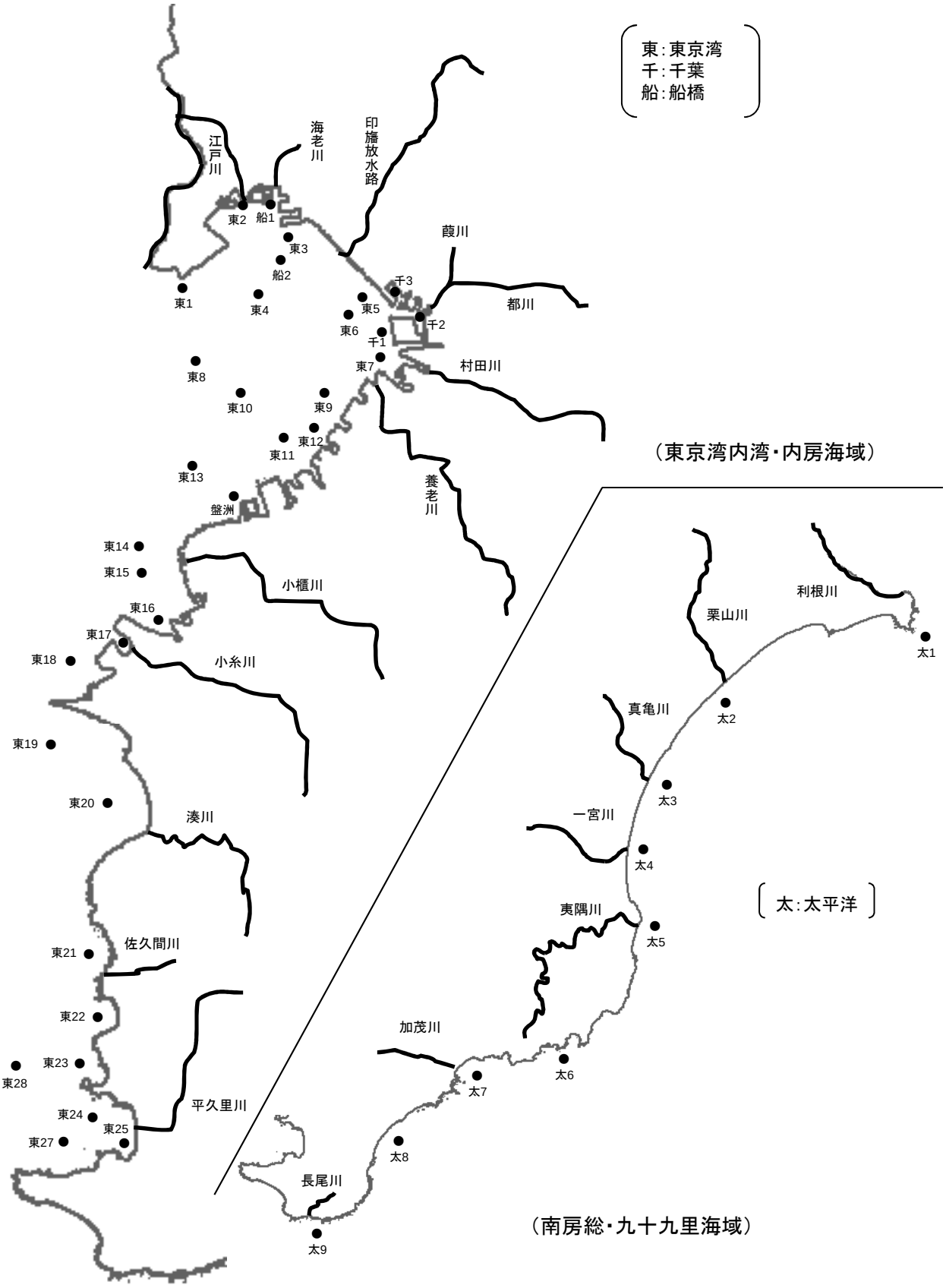

別表4　　河川水質測定計画

＊1　総水銀が検出された場合、アルキル水銀を測定する。

区分	河川名	類型指定水域名(BOD等)	環境基準類型(BOD等)	環境基準点(BOD等)	類型指定水域名(水生生物)	環境基準類型(水生生物)※	環境基準点(水生生物)	番号	測定地点名	測定回数 通年測定頻度		現場測定		生活環境項目									水生生物			健康項目																									特殊項目					水道
										年間測定日数	日間測定回数	天候 気温 水温 色相 臭気 水深 透視度	流量	pH	BOD	COD	SS	大腸菌数	n－ヘキサン抽出物質	全窒素	全燐	溶存酸素量(DO)	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀＊1	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2－ジクロロエタン	1,1－ジクロロエチレン	シス－1,2－ジクロロエチレン	1,1,1－トリクロロエタン	1,1,2－トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ベンゼン	1,3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4－ジオキサン	フェノール類	銅	鉄(溶解性)	マンガン(溶解性)	クロム	トリハロメタン生成能
江戸川	江戸川	江戸川上流	A		江戸川及び旧江戸川(全域)	B		1	関宿橋	12	1	12	12	12	12	4	12	4		4	4	12	4					1		1																													12
			A				2	野田橋	12	1	12	12	12	12	4	12	4		4	4	12	4					1		1																													12
			A	○			○	3	流山橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	4	4	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	2	2	2	2	12
			A				4	新葛飾橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	4	4	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	2	2	2	2	2	12
			A	○			○	5	矢切取水場	12	1	12		12	12	12	12	12		12	12	12	12	4	4			2		2																												12
		江戸川中流	B				6	市川橋	12	1	12		12	12	4	12	4		4	4	12	4					1		1																													
			B	○			○	7	江戸川水門	12	1	12		12	12	12	12	12		12	12	12	12	4	4	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	2	2	2	2	2
		江戸川下流(1)	C	○			○	8	東西線鉄橋（江戸川放水路）	12	1	12		12	12	12	12	4		12	12	12	12	4	4	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	2	2	2	2	2	
	旧江戸川	江戸川下流(2)	B	○			○	9	浦安橋	12	2	24		24	24	24	24	12		12	12	24	12	12	12	2	2	12	2	2	2		6	2	2	2	2	2	2	6	6	2	2	2	2	2	2	6	4	4	1	2	2	2	2	2	
	利根運河	利根運河	B	○	利根運河	B	○	10	運河橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	6	4	1	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	2	2	2	2	2
			B				11	本川合流前	12	1	12	12	12	12	4	12	4		12	12	12	12					1		1																													
江戸川流入河川	坂川	坂川	E	○	坂川	B	○	12	弁天橋	12	1	12	12	12	12	12	12	6	6	12	12	12	12	6	4	12	12	12	12	12	12	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	12	12	4	6	6	6	6	6	
			E				13	赤圦樋門	12	1	12	12	12	12	12	12	6	6	12	12	12	12	1	1	6	6	6	6	6	6	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	6	4	4	4	4	4	4	
	新坂川	新坂川	E	○	新坂川	B	○	14	さかね橋	12	1	12	12	12	12	12	12	6	6	12	12	12	12	6	4	12	12	12	12	12	12	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	12	12	4	6	6	6	6	6	
	六間川	－	－		－	－		15	古ヶ崎排水機場	12	1	12	12	12	12	12	12	6		12	12	12																																	
	国分川	国分川	E		国分川	B		16	秋山弁天橋	12	1	12	12	12	12	12	12	6	6	12	12	12	12	1	1	6	6	6	6	6	6	1	4	4	4	4	4	4	4	12	12	4	4	4	4	4	4	6	6	6	4	4	4	4	4	4	
			E	○			○	17	須和田橋	12	2	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	24	12	4	4	2	2	2	2	2	2	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	12	2	2	2	1	1	1	1	1	
	春木川	春木川	E	○	春木川	B	○	18	国分川合流前	12	2	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	24	12	4	4	2	2	2	2	2	2	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	12	2	2	2	1	1	1	1	1	
	真間川	真間川	E	○	真間川	B		19	根本水門	12	2	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	24	12	4	4	2	2	2	2	2	2	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	12	2	2	2	1	1	1	1	1	
			E	○			○	20	三戸前橋	12	2	24		24	24	24	24	12	12	12	12	24	12	4	4	2	2	2	2	2	2	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	12	2	2	2	1	1	1	1	1	
	大柏川	－	－		－	－		21	浅間橋	12	2	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	24	12	4	4	2	2	2	2	2	2	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	12	2	2	2	1	1	1	1	1	
利根川	利根川	利根川下流	A		利根川中・下流(坂東大橋より下流)	B		22	芽吹橋	12	1	12	12	12	12	12	12	4		12	12	12	12			1		1		1																			1	1	1			1	1	1		
			A				23	大利根橋（取手）	12	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4					1		1																						1			2	1	1	1	2	
			A	○			○	24	栄橋（布川）	12	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12
			A				25	須賀	12	1	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	4			1		1		1																			1	1			2	1	1	1	2	
			A				26	金江津	12	1	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	4			1		1		1																			1	1			2	1	1	1	2	
			A	○			○	27	水郷大橋（佐原）	12	1	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	4	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2	2	2	2	2	12
			A				28	河口堰	12	1	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	4			1		1		1																			1	1			2	1	1	1	2	
			A				29	銚子大橋	12	1	12		12	12	12	12	12	12	12	12	12	4			1		1		1																			1	1									
利根川流入河川／手賀沼流入河川	亀成川	亀成川	B	○	亀成川	B	○	30	亀成橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	1	1	1	1	1	
	金山落	金山落	B	○	金山落	B	○	31	名内橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	1	1	1	1	1	
	染井入落	－	－		－	－		32	染井新橋	4	1	4	4	4	4	4	4	2	1	4	4	4	1			4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	1	1	1	1	1	
	大津川	大津川	C	○	大津川	B	○	33	上沼橋	12	1	12	12	12	12	12	12	2	4	12	12	12	4	4	4	6	6	6	6	6	6	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	2	6	6	6	4	4	4	4	4	4	
	大堀川	大堀川	D	○	大堀川	B	○	34	北柏橋	12	1	12	12	12	12	12	12	2	4	12	12	12	4	4	4	6	6	6	6	6	6	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	2	6	6	6	4	4	4	4	4	4	
印旛沼流入河川	鹿島川	鹿島川	A		鹿島川	B		35	岩富橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			A	○			○	36	鹿島橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	1	1	1	1	1	
	高崎川	高崎川	C	○	高崎川	B	○	37	竜灯橋	12	1	12	12	12	12	12	12	4		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	1	1	1	1	1	
	手繰川	手繰川	C	○	手繰川	B	○	38	無名橋	12	1	12	12	12	12	12	12	4		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	1	1	1	1	1	
	師戸川	師戸川	B	○	師戸川	B	○	39	師戸橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	1	1	1	1	1	
	神崎川	神崎川	A	○	神崎川	B	○	40	神崎橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	1	1	1	1	1	
	桑納川	桑納川	D	○	桑納川	B	○	41	桑納橋	12	1	12	12	12	12	12	12	4		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	1	1	1	1	1	
	印旛放水路(上流)	印旛放水路上流	C	○	印旛放水路	B	○	42	八千代橋	12	1	12	12	12	12	12	12	4		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	1	1	1	1	1	
利根川流入河川	長門川	長門川	B	○	長門川	B	○	43	長門橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	4
	根木名川	根木名川	B		根木名川	B		44	さくら橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			B				45	根木名橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			B	○			○	46	新川水門	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
	派川根木名川	－	－		－	－		47	根木名川橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	1	1	1	1	1	
	大須賀川	大須賀川	A		大須賀川	B		48	関橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			A	○			○	49	黄金橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
	横利根川	－	－		－	－		50	横利根閘門	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	1	1	1	1	1	
	与田浦川	－	－		－	－		51	与田浦橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	1	1	1	1	1	
	小野川	小野川	B	○	小野川	B	○	52	小野川水門	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
	黒部川	黒部川上流	B		黒部川	B		53	迎田橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			B	○				54	中央大橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4			2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
		黒部川下流	A	○			○	55	黒部川水門	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	4
	清水川	清水川	A		清水川	B		56	山川橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			A	○			○	57	清水橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	4
	忍川	－	－		－	－		58	富川地先	6	1	6	6	6	6	6	6	4		6	6	6	4			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
	高田川	高田川	A	○	高田川	B	○	59	白石取水場	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	4

※　環境基準類型(水生生物)
　B：生物B

別表4　　河川水質測定計画

＊2　ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸

区分		河川名	類型指定水域名(BOD等)	環境基準類型(BOD等)	環境基準点(BOD等)	類型指定水域名(水生生物)	環境基準類型(水生生物)※	環境基準点(水生生物)	番号	測定地点名	測定回数 その他の項目 アンモニア性窒素	りん酸性りん	塩化物イオン	電気伝導率	全有機炭素(TOC)	溶存有機炭素(DOC)	陰イオン界面活性剤	溶解性COD	クロロフィルa	プランクトン	要監視項目 健康項目に係る項目 EPN	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	アンチモン	モリブデン	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA＊2	水生生物項目 クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール	底質測定	測定機関名	番号
江戸川		江戸川	江戸川上流	A		江戸川及び旧江戸川(全域)	B		1	関宿橋	12		2	12	12		2																																					1
				A					2	野田橋	12		2	12	12		2																																					1
				A	○			○	3	流山橋	12		2	12	12		2																													1							1
				A					4	新葛飾橋	12	12	2	12	12		2																																				1
				A	○			○	5	矢切取水場	12		2	12	12		2																													1							1
			江戸川中流	B					6	市川橋			2	12			2																																					
				B	○			○	7	江戸川水門	4		2	12	12		2																																				1
			江戸川下流(1)	C	○			○	8	東西線鉄橋(江戸川放水路)	4		2	12			2																																				
		旧江戸川	江戸川下流(2)	B	○			○	9	浦安橋	6	6		24	6		4																																				1	東京都
		利根運河	利根運河	B	○	利根運河	B	○	10	運河橋	12		2	12			2																																				1	国土交通省
				B					11	本川合流前			2	12			2																																					
	江戸川流入河川	坂川	坂川	E	○	坂川	B	○	12	弁天橋	12	12	12	12	12		12				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			12
				E					13	赤丸樋門	6	12	12	12	12		12				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			13
		新坂川	新坂川	E	○	新坂川	B	○	14	さかね橋	12	12	12	12	12		12				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		松戸市	14
		大間川	－	－		－	－		15	古ヶ崎排水機場																																												15
		国分川	国分川	E		国分川	B		16	秋山弁天橋	6	12	12	12	12		12				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			16
				E	○			○	17	須和田橋	12	4	4	12	1		4				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		市川市	17
		春木川	春木川	E	○	春木川	B	○	18	国分川合流前	12	4	4	12	1		4				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			18
		真間川	真間川	E	○	真間川	B		19	根本水門	12	4	4	12	1		4				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			19
				E	○			○	20	三戸前橋	12	4	4	12	1		4				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			20
		大柏川	－	－		－	－		21	浅間橋	12	4	4	12	1		4				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			21
利根川		利根川	利根川下流	A		利根川中・下流(坂東大橋より下流)	B		22	芽吹橋	12						2																																					22
				A					23	大利根橋(取手)	12	12		6	12		2																																				1		23
				A	○			○	24	栄橋(布川)	12	12		6	12		2		12	12	1	1	2	1	1																				1							1		24
				A					25	須賀	12	12		6			2		12	12																																1	国土交通省	25
				A					26	金江津	12	12		6	12		2	12	12	12																																1		26
				A	○			○	27	水郷大橋(佐原)	12	12	2	6	12		2	12	12	12			2	1																					1							1		27
				A					28	河口堰	12	12	2	6	12		2		12	12			2	1																					1							1		28
				A					29	銚子大橋	12	12	12	6					12	12																																1		29
	利根川流入河川 手賀沼流入河川	亀成川	亀成川	B	○	亀成川	B	○	30	亀成橋	12	12	4	12	12		2	2																																				千葉県	30
		金山落	金山落	B	○	金山落	B	○	31	名内橋	12	12	4	12	12		2	2																											1							1		31
		染井入落	－	－		－	－		32	染井新橋	4	4	4	4			4	4																																				柏市	32
		大津川	大津川	C	○	大津川	B	○	33	上沼橋	6	6	6	6	4		6	6			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			33
		大堀川	大堀川	D	○	大堀川	B	○	34	北柏橋	6	6	6	6	4		6	6			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			34
	利根川流入河川 印旛沼流入河川	鹿島川	鹿島川	A		鹿島川	B		35	岩富橋					4																																						千葉県	35
				A	○			○	36	鹿島橋	12	12	4	12	12		2	2																												1	1	1	1	1	1			36
		高崎川	高崎川	C	○	高崎川	B	○	37	竜灯橋	12	12	4	12	12		2	2					1		1																		1	1	1								37
		手繰川	手繰川	C	○	手繰川	B	○	38	無名橋	12	12	4	12	12		2	2																																					38
		師戸川	師戸川	B	○	師戸川	B	○	39	師戸橋	12	12	4	12	12		2	2																																					39
		神崎川	神崎川	A	○	神崎川	B	○	40	神崎橋	12	12	4	12	12		2	2																																					40
		桑納川	桑納川	D	○	桑納川	B	○	41	桑納橋	12	12	4	12	12		2	2																																			1		41
		印旛放水路(上流)	印旛放水路上流	C	○	印旛放水路	B	○	42	八千代橋	12	12	4	12	12		2	2			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			42
		長門川	長門川	B	○	長門川	B	○	43	長門橋	4		4	12	12		2																																						43
		根木名川	根木名川	B		根木名川	B		44	さくら橋					4																																							44
				B					45	根木名橋					4																																							45
				B	○			○	46	新川水門	4		4	12	12		2																																					46
		派川根木名川	－	－		－	－		47	根木名川橋	4		4	4	4		2																																					47
		大須賀川	大須賀川	A		大須賀川	B		48	関橋					4																																							48
				A	○			○	49	黄金橋	4		4	12	12		2																																			1		49
		横利根川	－	－		－	－		50	横利根閘門	4		4	4	4		2																																					50
		与田浦川	－	－		－	－		51	与田浦橋	4		4	4	4		2																																					51
		小野川	小野川	B	○	小野川	B	○	52	小野川水門	4		4	12	12		2																																			1		52
		黒部川	黒部川上流	B		黒部川	B		53	迎田橋					4																																							53
				B	○			○	54	中央大橋	4		4	12	12		2						1		1																		1	1	1								54
			黒部川下流	A	○			○	55	黒部川水門	4		4	12	12		2																																					55
		清水川	清水川	A		清水川	B		56	山川橋					4																																							56
				A	○			○	57	清水橋	4		4	12	12		2																																					57
		忍川	－	－		－	－		58	富川地先	4		4	6	6		2																																					58
		高田川	高田川	A	○	高田川	B	○	59	白石取水場	4		4	12	12		2																																					59

※　環境基準類型(水生生物)
　B:生物B

別表4 つづき　河川水質測定計画

＊1 総水銀が検出された場合、アルキル水銀を測定する。

区分	河川名	類型指定水域名(BOD等)	環境基準類型(BOD等)	環境基準点(BOD等)	類型指定水域名(水生生物)	環境基準類型(水生生物)※	環境基準点(水生生物)	番号	測定地点名	測定回数 通年測定頻度		現場測定		生活環境項目									水生生物			健康項目																										特殊項目					水道
										年間測定日数	日間測定回数	天気・気温・水温・色相・臭気・水深・透視度	流量	pH	BOD	COD	SS	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質	全窒素	全燐	溶存酸素量（DO）	全亜鉛	ノニルフェノール	[illegible]	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀＊1	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ベンゼン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	フェノール類	銅	鉄（溶解性）	マンガン（溶解性）	クロム	トリハロメタン生成能
九十九里海域流入河川	七間川	ー	ー		ー	ー		60	元禄橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
	新川	新川上流	C	○	新川	B		61	干潟大橋	12	1	12	12	12	12	12	12	4		6	6	12	4			2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
		新川下流	C	○			○	62	駒込堰	12	1	12	12	12	12	12	12	4		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
	栗山川	栗山川上流	A	○	栗山川	B		63	新井橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4			2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
			A					64	粟嶋橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									4
		栗山川下流	B	○			○	65	木戸大橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
	高谷川	高谷川	A	○	高谷川	B	○	66	与平橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
	木戸川	木戸川	A		木戸川	B		67	小池橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			A	○			○	68	木戸橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
	作田川	作田川	A	○	作田川	B	○	69	龍宮大橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
	真亀川	真亀川	C		真亀川	B		70	幸田橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			C	○			○	71	真亀橋	12	1	12	12	12	12	12	12	4		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2		2	1	1	1	1	1	
	南白亀川	南白亀川	B	○	南白亀川	B	○	72	観音堂橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2		2	1	1	1	1	1	
	一宮川	一宮川上流	B	○	一宮川	B		73	昭和橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4			2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
		一宮川中流	B	○				74	北川橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4			2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
		一宮川下流	C	○			○	75	中之橋	12	1	12	12	12	12	12	12	4		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2		2	1	1	1	1	1	
南房総流入河川	夷隅川	夷隅川上流	A	○	夷隅川	B		76	三口橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4			2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	4
		夷隅川下流	B					77	増田橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			B					78	苅谷橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			B	○			○	79	江東橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2		2	1	1	1	1	1	
	二タ間川	二タ間川	A	○	二タ間川	B	○	80	坂本	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	4
	袋倉川	袋倉川	A	○	袋倉川	B	○	81	東町地先	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	4
	待崎川	待崎川	A	○	待崎川	B	○	82	横渚取水口	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	4
	加茂川	加茂川	B		加茂川	B		83	石田橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			B	○			○	84	加茂川橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2		2	1	1	1	1	1	
	三原川	三原川	A	○	三原川	B	○	85	三原橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
			A					86	小向浄水場取水口	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									4
	丸山川	丸山川	B	○	丸山川	B	○	87	朝夷橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
	瀬戸川	瀬戸川	B	○	瀬戸川	B	○	88	瀬戸川橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
	川尻川	ー	ー		ー	ー		89	川尻橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2		2	1	1	1	1	1	
	長尾川	長尾川	A	○	長尾川	B	○	90	上水道取水口	12	1	12	12	12	12	12	12	12		6	6	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	4
東京湾内房流入河川	汐入川	汐入川	B		汐入川	B		91	東田橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			B	○			○	92	要橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
	平久里川	平久里川	A		平久里川	B		93	横峰大橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			A	○			○	94	平成橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
	増間川	増間川	A	○	増間川	B	○	95	池田橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	4
	佐久間川	ー	ー		ー	ー		96	勝山橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2	1	1	1	1	1	
	湊川	湊川	A		湊川	B		97	東郷橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			A	○			○	98	湊橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2		2	1	1	1	1	1	
			A					99	丹後橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									4
	染川	染川	C		染川	B		100	染川橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			C	○			○	101	川向橋	12	1	12	12	12	12	12	12	4		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
東京湾内湾流入河川	小糸川	小糸川上流	B	○	小糸川	B		102	粟倉橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4			2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
		小糸川下流	C					103	八千代橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
			C	○			○	104	人見橋	12	1	12	12	12	12	12	12	4		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2		2	1	1	1	1	1	
	矢那川	ー	ー		ー	ー		105	平川橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
		ー	ー		ー	ー		106	富士見橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2		2	1	1	1	1	1	
	小櫃川	小櫃川上流	A	○	小櫃川	B		107	岩田橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4			2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
			A					108	門生橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									
		小櫃川下流	B	○			○	109	小櫃橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
			B					110	椿橋	4	1	4	4	4	4	4	4	4		4	4	4	4																									4									4
	御腹川	御腹川	A	○	御腹川	B	○	111	御腹川橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	2	2	1	1	1	1	1	
	養老川	養老川上流	A	○	養老川	B		112	持田崎橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4			4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		養老川中流	B	○				113	浅井橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4			4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		養老川下流	C	○			○	114	養老大橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	2	2	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	村田川	村田川	C		村田川	B		115	新瀬又橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4			4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
			C					116	江川橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4			4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
			C	○			○	117	新村田橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12		12	12	12	4	2	2	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	都川	都川	E	○	都川	B	○	118	都橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12	4	12	12	12	4	4	4	6	6	6	6	6	6	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	6	6	6	2	4	4	4	4	4	
	葭川	葭川	E	○	葭川	B	○	119	日本橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12	4	12	12	12	4	4	4	6	6	6	6	6	6	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	6	6	6	2	4	4	4	4	4	
	印旛放水路（下流）	印旛放水路下流	C	○	印旛放水路	B	○	120	新花見川橋	12	1	12	12	12	12	12	12	12	4	12	12	12	4	4	4	6	6	6	6	6	6	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	6	6	6	2	4	4	4	4	4	
	海老川	海老川	E	○	海老川	B	○	121	八千代橋	12	2	24	24	24	24	24	24	12	4	24	24	24	6	4	6	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	4	12	6	2	2	4	4	4	4	4	

※ 環境基準類型（水生生物）
B：生物B

別表4 つづき　　河川水質測定計画

＊2 ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸

区分	河川名	類型指定水域名(BOD等)	環境基準類型(BOD等)	環境基準点(BOD等)	類型指定水域名(水生生物)	環境基準類型(水生生物)※	環境基準点(水生生物)	番号	測定地点名	測定回数 その他の項目										測定回数 要監視項目 健康項目に係る項目																										水生生物項目						底質	測定機関名	番号
										アンモニア性窒素	りん酸性りん	塩化物イオン	電気伝導率	全有機炭素(TOC)	溶存有機炭素(DOC)	陰イオン界面活性剤	溶解性COD	クロロフィルa	プランクトン	EPN	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	アンチモン	モリブデン	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA＊2	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール			
九十九里海域流入河川	七間川	―	―		―	―		60	元禄橋					4																																							千葉県	60
	新川	新川上流	C	○	新川	B		61	干潟大橋	4		4	12	12		2																																						61
		新川下流	C	○			○	62	駒込堰	4		4	12	12		2				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			62
	栗山川	栗山川上流	A	○	栗山川	B		63	新井橋	4		4	12	12		2																																						63
			A					64	栗嶋橋					4																																								64
		栗山川下流	B	○			○	65	木戸大橋	4		4	12	12		2																																						65
	高谷川	高谷川	A	○	高谷川	B	○	66	与平橋	4		4	12	12		2																																				1		66
	木戸川	木戸川	A		木戸川	B		67	小池橋					4																																								67
			A	○			○	68	木戸橋	4		4	12	12		2																																						68
	作田川	作田川	A	○	作田川	B	○	69	龍宮大橋	4		4	12	12		2						1		1																			1	1	1	1	1	1	1	1	1			69
	真亀川	真亀川	C		真亀川	B		70	幸田橋					4																																								70
			C	○			○	71	真亀橋	4		4	12	12		2																																						71
	南白亀川	南白亀川	B	○	南白亀川	B	○	72	観音堂橋	4		4	12	12		2																																						72
	一宮川	一宮川上流	B	○	一宮川	B		73	昭和橋	4		4	12	12		2																																						73
		一宮川中流	B	○				74	北川橋	4		4	12	12		2																																						74
		一宮川下流	C	○			○	75	中之橋	4		4	12	12		2				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			75
南房総流入河川	夷隅川	夷隅川上流	A	○	夷隅川	B		76	三口橋	4		4	12	12		2																																						76
		夷隅川下流	B					77	増田橋					4																																								77
			B					78	苅谷橋					4																																								78
			B	○			○	79	江東橋	4		4	12	12		2																																						79
	二タ間川	二タ間川	A	○	二タ間川	B	○	80	坂本	4		4	12	12		2																																						80
	袋倉川	袋倉川	A	○	袋倉川	B	○	81	東町地先	4		4	12	12		2																																						81
	待崎川	待崎川	A	○	待崎川	B	○	82	横渚取水口	4		4	12	12		2						1		1																			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		82
	加茂川	加茂川	B		加茂川	B		83	石田橋					4																																								83
			B	○			○	84	加茂川橋	4		4	12	12		2																																						84
	三原川	三原川	A	○	三原川	B	○	85	三原橋	4		4	12	12		2																																						85
			A					86	小向浄水場取水口					4																																								86
	丸山川	丸山川	B	○	丸山川	B	○	87	朝夷橋	4		4	12	12		2																																						87
	瀬戸川	瀬戸川	B	○	瀬戸川	B	○	88	瀬戸川橋	4		4	12	12		2																																						88
	川尻川	―	―		―	―		89	川尻橋	4		4	4	4		2																																						89
	長尾川	長尾川	A	○	長尾川	B	○	90	上水道取水口	4		4	12	12		2				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			90
東京湾内房流入河川	汐入川	汐入川	B		汐入川	B		91	東田橋					4																																								91
			B	○			○	92	要橋	4		4	12	12		2																																						92
	平久里川	平久里川	A		平久里川	B		93	横峰大橋					4																																								93
			A	○			○	94	平成橋	4		4	12	12		2																																						94
	増間川	増間川	A	○	増間川	B	○	95	池田橋	4		4	12	12		2																																				1		95
	佐久間川	―	―		―	―		96	勝山橋	4		4	4	4		2																																						96
	湊川	湊川	A		湊川	B		97	東郷橋					4																																								97
			A	○			○	98	湊橋	4		4	12	12		2																																						98
			A					99	丹後橋					4																																								99
	染川	染川	C		染川	B		100	染川橋					4																																								100
			C	○			○	101	川向橋	4		4	12	12		2						1		1																			1	1	1	1	1	1	1	1	1			101
東京湾内湾流入河川	小糸川	小糸川上流	B	○	小糸川	B		102	粟倉橋	4		4	12	12		2																																						102
		小糸川下流	C					103	八千代橋					4																																								103
			C	○			○	104	人見橋	4		4	12	12		2																																						104
	矢那川	―	―		―	―		105	平川橋					4																																								105
		―	―		―	―		106	富士見橋	4		4	4	4		2																																						106
	小櫃川	小櫃川上流	A	○	小櫃川	B		107	岩田橋	4		4	12	12		2																																						107
			A					108	門生橋					4																																								108
		小櫃川下流	B	○			○	109	小櫃橋	4		4	12	12		2																																						109
			B					110	椿橋					4																																								110
	御腹川	御腹川	A	○	御腹川	B	○	111	御腹川橋	4		4	12	12		2				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			111
	養老川	養老川上流	A	○	養老川	B		112	持田崎橋	12	12	12	12	12		12																																					市原市	112
		養老川中流	B	○				113	浅井橋	12	12	12	12	12		12																																						113
		養老川下流	C	○			○	114	養老大橋	12	12	12	12	12		12				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			114
	村田川	村田川	C		村田川	B		115	新瀬又橋	12	12	12	12	12		12																																						115
			C					116	江川橋	12	12	12	12	12		12																																						116
			C	○			○	117	新村田橋	12	12	12	12	12		12				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			117
	都川	都川	E	○	都川	B	○	118	都橋	6	6	6	6	6		6				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		千葉市	118
	葭川	葭川	E	○	葭川	B	○	119	日本橋	6	6	6	6	6		6				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1			119
	印旛放水路（下流）	印旛放水路下流	C	○	印旛放水路	B	○	120	新花見川橋	6	6	6	6	6		6				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			120
	海老川	海老川	E	○	海老川	B	○	121	八千代橋	12	12	24	24	24		12				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	船橋市	121

※ 環境基準類型(水生生物)
B:生物B

別表5　湖沼水質測定計画

＊1　総水銀が検出された場合、アルキル水銀を測定する。

湖沼名	類型指定水域名(COD等)(水生生物)	環境基準類型(COD等)	環境基準点(COD等)	類型指定水域名(N・P)	環境基準類型(N・P)	環境基準点(N・P)	環境基準類型(水生生物)※1	環境基準点(水生生物)	番号	測定地点名	測定回数 通年測定頻度		現場測定※2		生活環境項目									水生生物			健康項目																										特殊項目					水道
											年間測定日数	日間測定回数	天候 気温 水温 色相 臭気 水深 透視度 透明度	流量	pH	BOD	COD	SS	大腸菌数	n－ヘキサン抽出物質	全窒素	全燐	溶存酸素量(DO)	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀＊1	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2－ジクロロエタン	1,1－ジクロロエチレン	シス－1,2－ジクロロエチレン	1,1,1－トリクロロエタン	1,1,2－トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ベンゼン	1,3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4－ジオキサン	フェノール類	銅	鉄(溶解性)	マンガン(溶解性)	クロム	トリハロメタン生成能
印旛沼	印旛沼	A		印旛沼	Ⅲ		B		1	阿宗橋	24	1	24 (24)		24 (24)	24	24 (24)	24 (24)	4		24 (24)	24 (24)	24 (24)	4			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	24	2	2	2	1	1	1	1	1	
		A	○		Ⅲ	○		○	2	上水道取水口下	24	1	24 (24)		24 (24)	24	24 (24)	24 (24)	12		24 (24)	24 (24)	24 (24)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	2	2	2	1	1	1	1	1	4
		A			Ⅲ				3	一本松下	24	1	24 (24)		24 (24)	24	24 (24)	24 (24)	4		24 (24)	24 (24)	24 (24)	4			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	24	2	2	2	1	1	1	1	1	
		A			Ⅲ				4	北印旛沼中央	24	1	24 (24)		24 (24)	24	24 (24)	24 (24)	4		24 (24)	24 (24)	24 (24)	4			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	2	2	2	1	1	1	1	1	
手賀沼	手賀沼	B		手賀沼	Ⅴ		B		5	根戸下	24	1	24 (24)		24 (24)	24	24 (24)	24 (24)	4		24 (24)	24 (24)	24 (24)	4			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	24	2	2	2	1	1	1	1	1	
		B	○		Ⅴ	○		○	6	手賀沼中央	24	1	24 (24)		24 (24)	24	24 (24)	24 (24)	4		24 (24)	24 (24)	24 (24)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	2	2	2	1	1	1	1	1	
		B			Ⅴ				7	布佐下	12	1	12		12	12	12	12	4		12	12	12	4					2		1																		1	1			2	2	2	2	2	4
		B			Ⅴ				8	下手賀沼中央	12	1	12		12	12	12	12	2	2	12	12	12 (12)	4	4	4	6	6	6	6	6	6	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	2	6	6	6	4	4	4	4	4	4	
高滝ダム貯水池	高滝ダム貯水池	A		－	－		B		9	坂下橋	12	1	12		12	12	12	12	12		12	12	12	4			4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		A	○	－	－			○	10	加茂橋下流部	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)		12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4 (4)	4	4	4	4	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	
		A		－	－				11	北崎橋	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)		12 (12)	12 (12)	12 (12)	4			4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4 (4)	4	4	4	4	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4
		A		－	－				12	小佐貫橋下流部	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)		12 (12)	12 (12)	12 (12)	4			4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4 (4)	4	4	4	4	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	
亀山ダム貯水池	亀山ダム貯水池	A	○	－	－		B	○	13	堤体直上流部	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)		12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	12 (12)	2	2	2	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	
		A		－	－				14	小月橋	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)		12 (12)	12 (12)	12 (12)	4			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	12 (12)	2	2	2	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	
		A		－	－				15	亀山大橋	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)		12 (12)	12 (12)	12 (12)	4			2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	12 (12)	2	2	2	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	

※1　環境基準類型(水生生物)
　B:湖沼生物B
※2 （　）内は底層の測定回数

別表5　湖沼水質測定計画

＊2　ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸

湖沼名	類型指定水域名(COD等)(水生生物)	環境基準類型(COD等)	環境基準点(COD等)	類型指定水域名(N・P)	環境基準類型(N・P)	環境基準点(N・P)	環境基準類型(水生生物)※1	環境基準点(水生生物)	番号	測定地点名	測定回数 その他の項目 アンモニア性窒素	りん酸性りん	塩化物イオン	電気伝導率	全有機炭素(TOC)	溶存有機炭素(DOC)	陰イオン界面活性剤	溶解性COD	クロロフィルa	プランクトン
印旛沼	印旛沼	A		印旛沼	Ⅲ		B		1	阿宗橋	24	24	12	24	24	24	12	24	24	24
		A	○		Ⅲ	○		○	2	上水道取水口下	24	24	12	24	24	24	12	24	24	24
		A			Ⅲ				3	一本松下	24	24	12	24	24	24	12	24	24	24
		A			Ⅲ				4	北印旛沼中央	24	24	12	24	24	24	12	24	24	24
手賀沼	手賀沼	B		手賀沼	Ⅴ		B		5	根戸下	24	24	12	24	24	24	12	24	24	24
		B	○		Ⅴ	○		○	6	手賀沼中央	24	24	12	24	24	24	12	24	24	24
		B			Ⅴ				7	布佐下	12	12	12	12	12		12	12	12	12
		B			Ⅴ				8	下手賀沼中央	6	6	6	6	4		6	6	12	12
高滝ダム貯水池	高滝ダム貯水池	A		－	－		B		9	坂下橋	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		A	○	－	－			○	10	加茂橋下流部	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)
		A		－	－				11	北崎橋	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)
		A		－	－				12	小佐貫橋下流部	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)
亀山ダム貯水池	亀山ダム貯水池	A	○	－	－		B	○	13	堤体直上流部	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12
		A		－	－				14	小月橋	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12
		A		－	－				15	亀山大橋	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12

番号	測定地点名	測定回数 要監視項目 健康項目に係る項目 EPN	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	アンチモン	モリブデン	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA＊2	水生生物項目 クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール	底質測定	測定機関名	番号
1	阿宗橋																																		千葉県	1
2	上水道取水口下																																			2
3	一本松下																																			3
4	北印旛沼中央																																			4
5	根戸下																																			5
6	手賀沼中央																																			6
7	布佐下																																	1	国土交通省	7
8	下手賀沼中央																																		柏市	8
9	坂下橋																																		市原市	9
10	加茂橋下流部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			10
11	北崎橋																																			11
12	小佐貫橋下流部																																			12
13	堤体直上流部																																	1	千葉県	13
14	小月橋																																			14
15	亀山大橋																																			15

※1　環境基準類型(水生生物)
　　B:湖沼生物B
※2　(　)内は底層の測定回数

別表6　　　海域水質測定計画

＊1　総水銀が検出された場合、アルキル水銀を測定する。

海域名	類型指定水域名(COD等)	環境基準類型(COD等)	環境基準点(COD等)	類型指定水域名(N・P)	環境基準類型(N・P)	環境基準点(N・P)	類型指定水域名(水生生物)	環境基準類型(水生生物)※1	環境基準点(水生生物)	番号	測定地点名	測定回数 通年測定頻度 年間測定日数	日間測定回数	現場測定 天候 気温 水温 色相 臭気 水深 透視度 透明度	流量	生活環境項目※2 pH	COD	SS	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質	全窒素	全燐	溶存酸素量(DO)	水生生物 全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀＊1	ポリ塩化ビフェニル	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ベンゼン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1,4-ジオキサン	特殊項目 フェノール類	銅	鉄(溶解性)	マンガン(溶解性)	クロム
東京湾内湾	千葉港(甲)	C	○	千葉港	Ⅳ	○	東京湾	A	○	1	東京湾5	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
		C	○		Ⅳ	○		A	○	2	東京湾7	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
		C	○		Ⅳ	○		A	○	3	東京湾12	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
		C			Ⅳ			A		4	千葉1	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		6	6	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	4	4	4	12	12	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12 (6)	2	4	4	4	4	4
		C			Ⅳ			A		5	千葉2	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		6	6	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	4	4	4	12	12	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12 (6)	2	4	4	4	4	4
		C			Ⅳ			A		6	千葉3	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		6	6	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	4	4	4	12	12	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12 (6)	2	4	4	4	4	4
	千葉港(乙)	B	○	東京湾(ニ)	Ⅲ	○		A	○	7	東京湾6	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
		B	○		Ⅲ	○		A	○	8	東京湾9	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
		B	○		Ⅲ	○		A	○	9	東京湾11	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
	東京湾(1)	C	○		Ⅲ			A		10	東京湾17	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4			2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
	東京湾(2)	C	○	東京湾(イ)	Ⅳ	○		A	○	11	東京湾16	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
	東京湾(3)	C	○	東京湾(ロ)	Ⅳ			A		12	船橋1	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		12	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	6 (6)	4 (4)	4 (4)	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	4	12 (12)	2	4	4	4	4	4
	東京湾(4)	C	○		Ⅳ		東京湾(イ)	特A	○	13	東京湾2	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
	東京湾(9)	B	○		Ⅳ	○	東京湾	A	○	14	東京湾1	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
		B	○		Ⅳ	○		A	○	15	東京湾3	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
		B			Ⅳ			A		16	船橋2	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		12	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	6 (6)	4 (4)	4 (4)	4	4	4	4	4	4	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	4	12 (12)	2	4	4	4	4	4
	東京湾(11)	B	○		Ⅳ	○		A	○	17	東京湾4	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
		B	○		Ⅳ	○		A	○	18	東京湾8	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
	東京湾(12)	B	○	東京湾(ニ)	Ⅲ	○		A	○	19	東京湾10	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
		B	○		Ⅲ	○		A	○	20	東京湾15	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
		B	○		Ⅲ	○	東京湾(ハ)	特A	○	21	東京湾18	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
	東京湾(16)	A	○		Ⅲ	○	東京湾	A	○	22	東京湾13	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		12	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
		A	○		Ⅲ	○		A	○	23	東京湾14	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		12	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
	千葉港(乙)	B			Ⅲ		東京湾(ロ)	特A	○	24	盤　洲	6	1	6 (6)		6 (6)	6 (6)		4	4	6 (6)	6 (6)	6 (6)	4 (4)	2 (2)	2 (2)																													
東京湾内房	東京湾(17)	A	○	東京湾(ホ)	Ⅱ	○	東京湾(ホ)	特A	○	25	東京湾19	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		12	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
		A	○		Ⅱ	○		特A	○	26	東京湾20	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		12	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
		A			Ⅱ		東京湾(ヘ)	特A		27	東京湾21	6	1	6 (6)		6 (6)	6 (6)		4	4	6 (6)	6 (6)	6 (6)	4			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6 (6)	1					
		A			Ⅱ				○	28	東京湾22	6	1	6 (6)		6 (6)	6 (6)		4	4	6 (6)	6 (6)	6 (6)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6 (6)	1					
		A			Ⅱ					29	東京湾23	6	1	6 (6)		6 (6)	6 (6)		4	4	6 (6)	6 (6)	6 (6)	4			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6 (6)	1					
		A			Ⅱ					30	東京湾24	6	1	6 (6)		6 (6)	6 (6)		4	4	6 (6)	6 (6)	6 (6)	4			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6 (6)	1					
		A			Ⅱ					31	東京湾25	6	1	6 (6)		6 (6)	6 (6)		4	4	6 (6)	6 (6)	6 (6)	4			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6 (6)	1					
		A			Ⅱ				○	32	東京湾27	6	1	6 (6)		6 (6)	6 (6)		4	4	6 (6)	6 (6)	6 (6)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6 (6)	1					
		A			Ⅱ	○	東京湾	A	○	33	東京湾28	12	1	12 (12)		12 (12)	12 (12)		4	4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4 (4)	2 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12 (12)	2	1	1	1	1	1
九十九里	―	―		―	―		―	―		34	太平洋1	4	1	4 (4)		4 (4)	4 (4)		4	4	4	4	4 (4)	4			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1					
	―	―		―	―		―	―		35	太平洋2	4	1	4 (4)		4 (4)	4 (4)		4	4	4	4	4 (4)	4			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1					
	―	―		―	―		―	―		36	太平洋3	4	1	4 (4)		4 (4)	4 (4)		4	4	4	4	4 (4)	4			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1					
	―	―		―	―		―	―		37	太平洋4	4	1	4 (4)		4 (4)	4 (4)		4	4	4	4	4 (4)	4			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1					
南房総	―	―		―	―		―	―		38	太平洋5	4	1	4 (4)		4 (4)	4 (4)		4	4	4	4	4 (4)	4			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1					
	―	―		―	―		―	―		39	太平洋6	4	1	4 (4)		4 (4)	4 (4)		4	4	4	4	4 (4)	4			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1					
	―	―		―	―		―	―		40	太平洋7	4	1	4 (4)		4 (4)	4 (4)		4	4	4	4	4 (4)	4			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1					
	―	―		―	―		―	―		41	太平洋8	4	1	4 (4)		4 (4)	4 (4)		4	4	4	4	4 (4)	4			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1					
	―	―		―	―		―	―		42	太平洋9	4	1	4 (4)		4 (4)	4 (4)		4	4	4	4	4 (4)	4			1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1					

※1　環境基準類型(水生生物)
A:海域生物A
特A:海域生物特A
※2　(　)内は底層の測定回数

別表6　　海域水質測定計画

＊2　ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸

海域名	類型指定水域名（COD等）	環境基準類型（COD等）	環境基準点（COD等）	類型指定水域名（N・P）	環境基準類型（N・P）	環境基準点（N・P）	類型指定水域名（水生生物）	環境基準類型（水生生物）※1	環境基準点（水生生物）	番号	測定地点名	測定回数 その他の項目 アンモニア性窒素	りん酸性りん	塩分	全有機炭素（TOC）	溶存有機炭素（DOC）	陰イオン界面活性剤	溶解性COD	クロロフィルa	プランクトン	要監視項目 健康項目に係る項目 E N	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	アンチモン	モリブデン	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA＊2	水生生物項目 クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール	底質測定	測定機関名	番号
東京湾内湾	千葉港(甲)	C	○	千葉港	Ⅳ	○	東京湾	A	○	1	東京湾5	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12	12			1		1																			1	1	1	1	1	1	1	1	1			1
		C	○		Ⅳ	○		A	○	2	東京湾7	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12	12																																	1	千葉県	2
		C	○		Ⅳ	○		A	○	3	東京湾12	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12																																				3
		C			Ⅳ			A		4	千葉1	12 (6)	12 (6)									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			4
		C			Ⅳ			A		5	千葉2	12 (6)	12 (6)									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		千葉市	5
		C			Ⅳ			A		6	千葉3	12 (6)	12 (6)									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			6
	千葉港(乙)	B	○	東京湾(ニ)	Ⅲ	○		A	○	7	東京湾6	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12																																	1		7
		B	○		Ⅲ	○		A	○	8	東京湾9	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12	12																																		8
		B	○		Ⅲ	○		A	○	9	東京湾11	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		千葉県	9
	東京湾(1)	C	○		Ⅲ			A		10	東京湾17	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12																																				10
	東京湾(2)	C	○	東京湾(イ)	Ⅳ	○		A	○	11	東京湾16	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12																																				11
	東京湾(3)	C	○		Ⅳ			A		12	船橋1	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)		12 (12)	12			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	船橋市	12
	東京湾(4)	C	○		Ⅳ		東京湾(イ)	特A	○	13	東京湾2	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12																																				13
	東京湾(9)	B	○	東京湾(ロ)	Ⅳ	○		A	○	14	東京湾1	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12	12																																		14	千葉県	14
		B	○		Ⅳ	○		A	○	15	東京湾3	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12	12			1		1																			1	1	1	1	1	1	1	1	1			15
		B			Ⅳ		東京湾	A		16	船橋2	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)		12 (12)	12			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	船橋市	16
	東京湾(11)	B	○		Ⅳ	○		A	○	17	東京湾4	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12	12																																			17		
		B	○		Ⅳ	○		A	○	18	東京湾8	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12	12																																	1		18	
	東京湾(12)	B	○	東京湾(ニ)	Ⅲ	○		A	○	19	東京湾10	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12																																			19		
		B	○		Ⅲ	○		A	○	20	東京湾15	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12	12																																			20		
		B	○		Ⅲ	○	東京湾(ハ)	特A	○	21	東京湾18	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			21
	東京湾(16)	A	○		Ⅲ	○	東京湾	A	○	22	東京湾13	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12	12																																			22		
		A	○		Ⅲ	○		A	○	23	東京湾14	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12																																			23		
	千葉港(乙)	B			Ⅲ		東京湾(ロ)	特A	○	24	盤　洲			6 (6)																																								24		
東京湾内房	東京湾(17)	A	○	東京湾(ホ)	Ⅱ	○	東京湾(ホ)	特A	○	25	東京湾19	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12																																			25		
		A	○		Ⅱ	○		特A	○	26	東京湾20	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12	12																																			26		
		A			Ⅱ		東京湾(ヘ)	特A		27	東京湾21	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)		6	6	6																																			27		
		A			Ⅱ				○	28	東京湾22	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)		6	6	6																																			28		
		A			Ⅱ					29	東京湾23	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)		6	6	6																																			29		
		A			Ⅱ					30	東京湾24	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)		6	6	6																																			30		
		A			Ⅱ					31	東京湾25	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)		6	6	6																																			31		
		A			Ⅱ				○	32	東京湾27	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)		6	6	6																																			32		
		A			Ⅱ	○	東京湾	A	○	33	東京湾28	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	12 (12)	4	12	12				1		1																			1	1	1	1	1	1	1	1	1			33		
九十九里	―	―		―	―		―	―		34	太平洋1	4	4	4 (4)	4	4																																						34		
	―	―		―	―		―	―		35	太平洋2	4	4	4 (4)	4	4																																						35		
	―	―		―	―		―	―		36	太平洋3	4	4	4 (4)	4	4																																						36		
	―	―		―	―		―	―		37	太平洋4	4	4	4 (4)	4	4																																						37		
南房総	―	―		―	―		―	―		38	太平洋5	4	4	4 (4)	4	4																																						38		
	―	―		―	―		―	―		39	太平洋6	4	4	4 (4)	4	4																																						39		
	―	―		―	―		―	―		40	太平洋7	4	4	4 (4)	4	4																																						40		
	―	―		―	―		―	―		41	太平洋8	4	4	4 (4)	4	4																																						41		
	―	―		―	―		―	―		42	太平洋9	4	4	4 (4)	4	4																																						42		

※1　環境基準類型（水生生物）
　A：海域生物A
　特A：海域生物特A
※2　（　）内は底層の測定回数

別表７　水質測定方法

項目	方法
ｐＨ	JIS K0102 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
ＤＯ	JIS K0102 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
ＢＯＤ	JIS K0102 21 に定める方法
ＣＯＤ	JIS K0102 17 に定める方法（＊ ただし、Ｂ類型の工業用水及び水産２級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）
ＳＳ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表９に掲げる方法　（注 1）
n-ヘキサン抽出物質	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表１４に掲げる方法
全窒素	JIS K0102 45.2、45.3、45.4 又は 45.6（JIS K0102 45 の備考３を除く。）に定める方法 ＊JIS K0102 45.4 又は 45.6（JIS K0102 45 の備考３を除く。）に定める方法
全りん	JIS K0102 46.3（JIS K0102 46 の備考９を除く。）に定める方法
全亜鉛	JIS K0102 53 に定める方法
ノニルフェノール	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表１１に掲げる方法
ＬＡＳ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表１２に掲げる方法
底層溶存酸素量	JIS K0102 32 に定める方法又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表１３に掲げる方法
大腸菌数	令和 3 年環境省告示第 62 号付表１０に掲げる方法（注２）
カドミウム	JIS K0102 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	JIS K0102 38.1.2（JIS K0102 38 の備考 11 を除く。以下同じ）及び 38.2 に定める方法、 JIS K0102 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、JIS K0102 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表１に掲げる方法
鉛	JIS K0102 54 に定める方法
六価クロム	JIS　K0102　65.2（JIS　K0102　65.2.2 及び 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の１から３までに掲げる場合にあっては、それぞれ１から３までに定めるところによる。） １　JIS　K0102　65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長 50㎜の吸収セルを用いること。 ２　JIS　K0102　65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（JIS K0102　65. の備考 11 の b）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg／Ｌ）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120％であることを確認すること。 ３　JIS　K0102　65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 ２に定めるところによるほか、JIS　K0170－７の７の a）又は b）に定める操作を行うこと。
砒素	JIS K0102 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表２に掲げる方法

項目	方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表３に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	昭和46年環境庁告示第59号付表４に掲げる方法
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1 に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表５に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表６の第１又は第２に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表６の第１又は第２に掲げる方法
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2 に定める方法
セレン	JIS K0102 67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素:JIS K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法 亜硝酸性窒素:JIS K0102 43.1に定める方法
ふっ素	JIS K0102 34.1（JIS K0102 34の備考１を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K0170-6の６図２注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は34.1.1c）（注(2)第三文及びJIS K0102 34の備考１を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表７に定める方法
ほう素	JIS K0102 47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4ージオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表８に掲げる方法
フェノール類	JIS K0102 28.1(JISK0102 28の備考２及び備考３並びにJISK0102 28.1.3のただし書き以降を除く)に定める方法
銅	JIS K0102 52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法
溶解性鉄	No.5Cろ紙でろ過後、ろ液をJIS K0102 57.2、57.3又は57.4に定める方法で測定
溶解性マンガン	No.5Cろ紙でろ過後、ろ液をJIS K0102 56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法で測定
クロム	JIS K0102 65.1に定める方法
トリハロメタン生成能	平成６年環境庁通知に掲げる方法（注３）

項目	方法
アンモニア性窒素	上水試験方法(2020)Ⅱ-4 9.2 4)(1)により前処理後、9.4 又は9.6 に掲げる方法、若しくは、JIS K0102 42.2、42.3、42.5、42.6 又は42.7 に定める方法(ただし、42.2、42.6、42.7 に定める方法において、JISK0102 42.1 c)の蒸留操作を行うときは、JISK0102 42 の備考２及び備考３に規定する方法を除く) ＊上水試験方法(2020)Ⅱ-4 9.2 4)(1)により前処理後、9.4 又は9.6 に掲げる方法、若しくは、JIS K0102 42.2、42.3、42.5、42.6 又は42.7 に定める方法(ただし、42.2、42.6、42.7 に定める方法において、JISK0102 42.1 c)の蒸留操作を行うときは、JISK0102 42 の備考２及び備考３に規定する方法を除く)、又は、海洋観測指針(1990)8.8.2 4)に掲げる方法
りん酸性りん	JIS K0102 46.1 に定める方法
塩化物イオン	衛生試験法注解(2020)（飲料水）24.2 又は JIS K0102 35 に掲げる方法
塩分	＊海洋観測指針(1999)5.3 に掲げる方法
電気伝導率	JIS K0102 13 に定める方法
ＴＯＣ	JIS K0102 22 に定める方法
ＤＯＣ	加熱処理したガラス繊維ろ紙でろ過後、ろ液を JIS K0102 22 に定める方法で測定
陰イオン界面活性剤	JIS K0102 30.1.1 又は JIS K0102 30.1.2 に定める方法
溶解性ＣＯＤ	ガラス繊維ろ紙でろ過後、ろ液を JIS K0102 17 に定める方法で測定
クロロフィルａ	上水試験方法(2020)Ⅲ-2 36 に掲げる方法、又は、Suzuki and Ishimaru(1990). J.Oceanographical Society of Japan,190-194. の 方法 ＊上水試験方法(2020)Ⅲ-2 36 に掲げる方法、海洋観測指針(1999)6.3.2 に掲げる方法、又は、Suzuki and Ishimaru(1990). J.Oceanographical Society of Japan,190-194. の 方法
プランクトン	採水法による種別の同定・計数及び総個体数計数
要監視項目（健康項目）	平成５年環境庁通知に掲げる方法、平成 11 年環境庁通知に掲げる方法、平成16年環境省通知に掲げる方法及び令和2年環境省通知に掲げる方法(注４)
要監視項目（水生生物項目）	平成 15 年環境省通知に掲げる方法及び平成 25 年環境省通知に掲げる方法(注５)

＊：海域の分析方法

注１　・昭和 46 年環境庁告示第 59 号とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）をいう。

注２　・令和３年環境省告示第 62 号とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（令和３年 10 月７日環境省告示第 62 号）をいう。

注３　・平成６年環境庁通知とは、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の施行について」（平成６年７月 14 日環水管第 149 号・環水規第 163 号）をいう。

注４　・平成５年環境庁通知とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成５年４月 28 日環水規 121 号）をいう。

・平成 11 年環境庁通知とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成 11 年３月 12 日環水企第 89 号・環水管第 69 号・環水規第 79 号）をいう。

・平成 16 年環境省通知とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（平成 16 年３月 31 日環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号）をいう。

・令和２年環境省通知とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（令和２年５月28日環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号）をいう。

注５　・平成15年環境省通知とは、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成15年11月15日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号）をいう。

・平成25年環境省通知とは、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」（平成25年３月27日環水大水発第1303272号）をいう。

別表８　底質測定方法

項目	方法
酸化還元電位（ORP）	環境省底質調査方法Ⅱ．４．５に掲げる方法
乾燥減量（含水率）	環境省底質調査方法Ⅱ．４．１に掲げる方法
強熱減量	環境省底質調査方法Ⅱ．４．２に掲げる方法
微細泥率	篩分法又は沈降法により、53μm以下の粒子の重量百分率を求める
ｐＨ	環境省底質調査方法Ⅱ．４．４に掲げる方法
ＣＯＤsed	環境省底質調査方法Ⅱ．４．７に掲げる方法
全窒素	環境省底質調査方法Ⅱ．４．８．１に掲げる方法
全りん	環境省底質調査方法Ⅱ．４．９．１に掲げる方法
ＴＯＣ	環境省底質調査方法Ⅱ．４．１０に掲げる方法
水銀	環境省底質調査方法Ⅱ．５．１４．１に掲げる方法
カドミウム	環境省底質調査方法Ⅱ．５．１に掲げる方法
鉛	環境省底質調査方法Ⅱ．５．２に掲げる方法
砒素	環境省底質調査方法Ⅱ．５．９に掲げる方法
セレン	環境省底質調査方法Ⅱ．５．１０に掲げる方法
鉄	環境省底質調査方法Ⅱ．５．５に掲げる方法
マンガン	環境省底質調査方法Ⅱ．５．６に掲げる方法
亜鉛	環境省底質調査方法Ⅱ．５．４に掲げる方法
銅	環境省底質調査方法Ⅱ．５．３に掲げる方法
クロム	環境省底質調査方法Ⅱ．５．１２に掲げる方法
硫化物	環境省底質調査方法Ⅱ．４．６に掲げる方法

令和７年度
地下水の水質測定計画

令和７年度地下水の水質測定計画

１　目　　的

本計画は、水質汚濁防止法第１６条第１項の規定により、千葉県の地下水の水質を常時監視するために必要な事項を定めるものである。

２　実施期間

令和７年４月から令和８年３月までとする。

３　測定機関

県及び水質汚濁防止法施行令に定める市（千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市及び市原市）（以下、「政令市」という。）が実施する。

４　調査区分

（１）概況調査

地下水質の概況を把握するため水質調査を実施する。概況調査は次の２種類を行う。

なお、概況調査により新たに地下水汚染が確認された場合は、当該地点の周辺調査を速やかに実施する。

①定点観測

地下水の水質の経年的変化を把握するため、毎年同一地点を調査する。

②移動観測

未把握の地域の地下水汚染を確認するため、県内を２ｋｍメッシュ（船橋市、柏市、市川市、及び松戸市の区域については、１ｋｍメッシュ）に区分し、全てのメッシュを概ね１０年（千葉市、船橋市、市川市、松戸市及び市原市については概ね５年）で調査する。

（２）継続監視調査

これまでに汚染が確認された地域の地下水汚染の状況を継続的に監視するため、過去に基準超過が確認された地点において水質調査を実施する。

（３）その他調査（要監視項目調査）

要監視項目を対象に地下水の概況を把握するため、水質調査を実施する。

5　測定概要

測定は、水質汚濁の状況を監視するため、以下のとおり実施する。

なお、環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について（平成１３年５月３１日付け環水企第９２号）に準拠して行うものとする。

（１）測定地点及び測定機関

測定地点は、下表、別表及び別図のとおりとする。

概況調査及び継続監視調査

		県	千葉市	船橋市	柏市	市川市	松戸市	市原市	合計
概況調査	定点観測	１４	１	１	１	０	２	０	１９
	移動観測	８９	１５	１２	１１	１０	１２	１７	１６６
	小計	１０３	１６	１３	１２	１０	１４	１７	１８５
継続監視調査		３１	２９	３５	４	２	８	４	１１３
合計		１３４	４５	４８	１６	１２	２２	２１	２９８

その他調査（要監視項目調査）

県	千葉市	船橋市	柏市	市川市	松戸市	市原市	合計
１８	１６	１３	１１	１０	１４	１	８３

※　測定井戸は概況調査対象井戸のうちから選定する。

（２）測定項目及び測定頻度

測定項目と測定頻度は、下表のとおりとする。

調査区分	測定項目	測定頻度
概況調査	地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成９年３月１３日環境庁告示第１０号、最終改正：令和３年１０月７日環境省告示第６３号）に示す２８項目。 ただし、原則としてアルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。	年１回
継続監視調査	当該地域において汚染が確認されている物質とする。 ただし、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタンのいずれかの汚染の場合は、原則として、前駆物質及び分解生成物（以下、別表参照）を考慮した項目とする。	年１回以上
その他調査（要監視項目調査）	平成５年３月８日環水管第２１号環境庁水質保全局長通知（最終改正：令和２年５月２８日環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号）に示す要監視項目の２５項目。 ただし、測定機関によっては一部の項目のみ測定する。	年１回

＜別表＞　　（出典：土壌汚染対策法施行規則別表第一）

項目	分解生成物（環境基準が設定されているもの）
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

（３）　測定方法

水質測定方法については下表に掲げる方法によることとする。

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目

項　　目	測　　定　　方　　法
カドミウム	JIS K0102 55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	JIS K0102 38.1.2（JIS K0102 38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、38.1.2及び38.3に定める方法又は38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表１(注1)に掲げる方法
鉛	JIS K0102 54に定める方法
六価クロム	JIS K0102 65.2（JIS K0102 65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の１から３までに掲げる場合にあっては、それぞれ１から３までに定めるところによる。） １　JIS K0102 65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 ２　JIS K0102 65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（JIS K0102 65.の備考11のb）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/Ｌ）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120％であることを確認すること。 ３　JIS K0102 65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合２に定めるところによるほか、JIS K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うこと。
砒素	JIS K0102 61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表２に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表３に掲げる方法
ＰＣＢ	昭和46年環境庁告示第59号付表４に掲げる方法

ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法(注2)
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあってはJIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1 に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表５に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表６の第１又は第２に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表６の第１又は第２に掲げる方法
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法
セレン	JIS K0102 67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては、JIS K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあってはJIS K0102 43.1に定める方法
ふっ素	JIS K0102 34.1（JIS K0102 34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又はJIS K0102 34.1 c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表７に掲げる方法
ほう素	JIS K0102 47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表８に掲げる方法

注１　昭和46年環境庁告示第59号とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）をいう。

注２　平成9年環境庁告示第10号とは、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）をいう。

要監視項目

項　　目	測 定 方 法
クロロホルム	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成１１年３月１２日環水企第８９号、環水管第６９号、環水規第７９号）に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	
p-ジクロロベンゼン	
イソキサチオン	
ダイアジノン	
フェニトロチオン（ＭＥＰ）	
イソプロチオラン	
オキシン銅（有機銅）	
クロロタロニル（ＴＰＮ）	
プロピザミド	
ＥＰＮ	
ジクロルボス（ＤＤＶＰ）	
フェノブカルブ（ＢＰＭＣ）	
イプロベンホス（ＩＢＰ）	
クロルニトロフェン（ＣＮＰ）	
トルエン	
キシレン	
フタル酸ジエチルヘキシル	
ニッケル	
モリブデン	
アンチモン	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（平成１６年３月３１日、環水企発第040331003号・環水土発第040331005号）に定める方法
エピクロロヒドリン	
全マンガン	
ウラン	
ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」（令和２年５月２８日、環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号）に定める方法

6　測定結果の送付及び公表等

政令市は、この水質測定計画に基づき実施した測定結果を県に送付するものとし、県はこれらの測定結果を取りまとめた上、公表する。

7　その他

本計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上定めるものとする。

別表　令和７年度における測定機関ごとの調査地点数

測定機関	市町村名	概況調査		継続監視調査	合計
		定点観測	移動観測		
千葉県	銚子市	0	3	0	3
	館山市	1	2	0	3
	木更津市	1	3	0	4
	野田市	1	3	1	5
	茂原市	0	2	0	2
	成田市	0	5	3	8
	佐倉市	0	2	2	4
	東金市	0	2	1	3
	旭　市	1	3	0	4
	習志野市	0	1	1	2
	勝浦市	1	2	0	3
	流山市	0	1	0	1
	八千代市	1	1	3	5
	我孫子市	0	1	0	1
	鴨川市	0	2	0	2
	鎌ケ谷市	1	1	2	4
	君津市	0	4	1	5
	富津市	0	2	1	3
	浦安市	0	1	0	1
	四街道市	0	1	1	2
	袖ケ浦市	0	2	0	2
	八街市	1	2	0	3
	印西市	0	3	1	4
	白井市	0	1	0	1
	富里市	1	1	0	2
	南房総市	0	4	0	4
	匝瑳市	0	3	0	3
	香取市	1	5	2	8
	山武市	1	4	0	5
	いすみ市	0	3	0	3

測定機関	市町村名	概況調査		継続監視調査	合計
		定点観測	移動観測		
千葉県	大網白里市	0	1	3	4
	酒々井町	0	1	0	1
	栄町	1	1	3	5
	神崎町	0	1	0	1
	多古町	1	1	0	2
	東庄町	0	1	0	1
	九十九里町	0	1	2	3
	芝山町	0	1	1	2
	横芝光町	0	2	1	3
	一宮町	0	1	2	3
	睦沢町	0	1	0	1
	長生村	1	1	0	2
	白子町	0	1	0	1
	長柄町	0	1	0	1
	長南町	0	1	0	1
	大多喜町	0	1	0	1
	御宿町	0	1	0	1
	鋸南町	0	1	0	1
	小計	14	89	31	134
		103			
政令市	千葉市	1	15	29	45
	船橋市	1	12	35	48
	柏市	1	11	4	16
	市川市	0	10	2	12
	松戸市	2	12	8	22
	市原市	0	17	4	21
	小計	5	77	82	164
		82			
合計		19	166	113	298
		185			

（注）表の調査地点数は予定数であり、数が変わる可能性がある。

令和７年度　地下水の水質測定地点

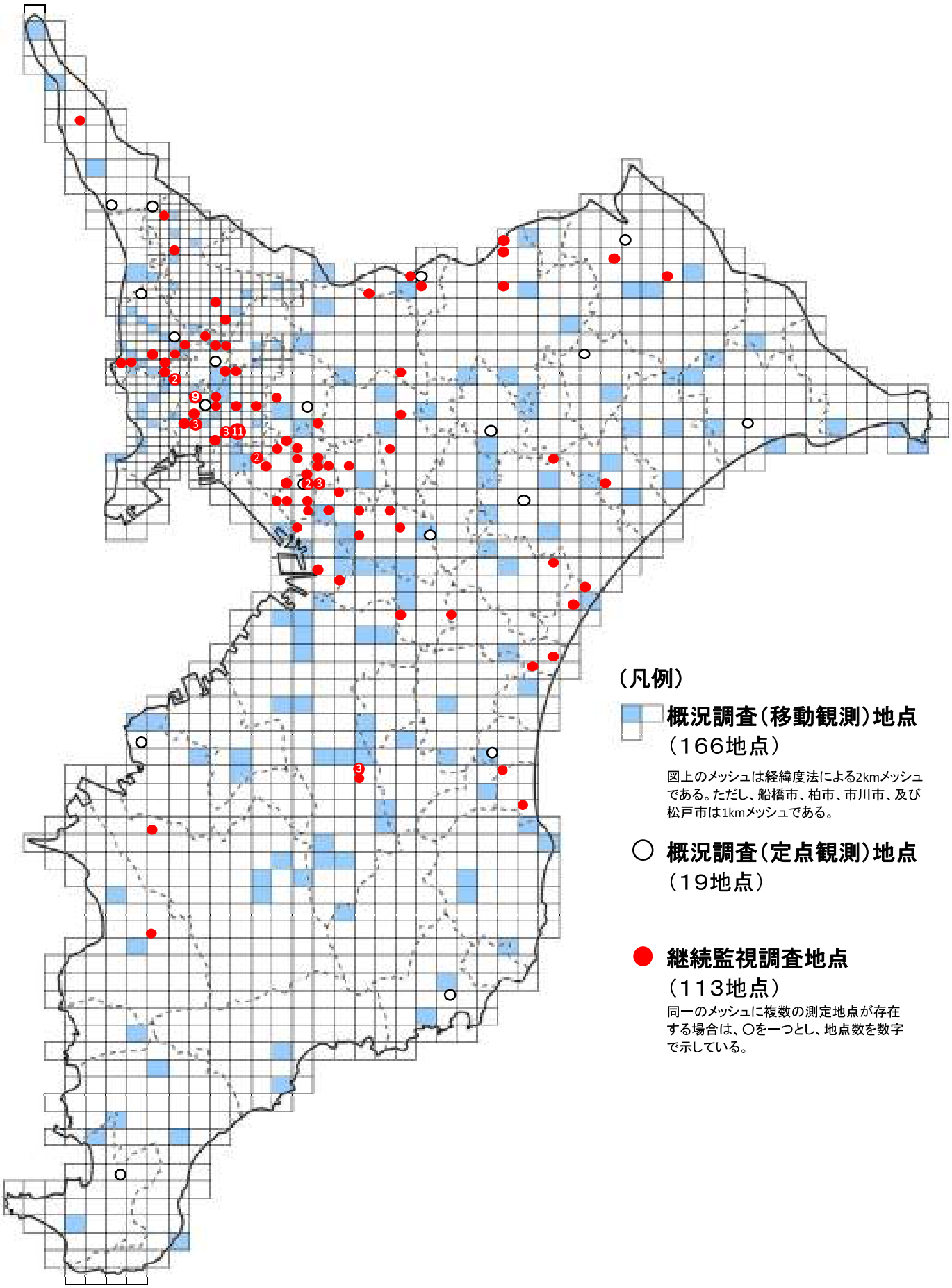

令和７年度
ダイオキシン類水質測定計画
（公共用水域、地下水及び土壌）

令和７年度ダイオキシン類水質測定計画

１　目　的

本計画は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成１１年法律第１０５号）第２６条第１項の規定により、公共用水域、地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染状況の常時監視を実施するために、必要な事項を定めるものである。

２　実施期間

令和７年４月から令和８年３月までとする。

３　測定機関

（１）公共用水域

国（国土交通省）、県、千葉市、船橋市、柏市及び調査測定市（市川市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、旭市、市原市及び袖ケ浦市）

※調査測定市とは、ダイオキシン類対策特別措置法第２７条第１項の規定により協議した結果、調査測定する市をいう。以下同じ。

（２）地下水

県、千葉市、船橋市、柏市及び調査測定市（松戸市及び成田市）

（３）土　壌

県、千葉市、船橋市、柏市及び調査測定市（市川市、成田市、旭市、習志野市、八千代市及び匝瑳市）

４　調査概要

（１）公共用水域

ア　測定地点

（ア）水　質

原則として、公共用水域水質測定地点及び東京湾内の補足調査地点のうち、

①　県調査地点については、令和元年度から令和６年度までの調査において、測定値の最高値が 0.7pg-TEQ/L を超過した地点

② 国土交通省と市による継続監視を行っている地点

を継続監視調査地点とする。

また、継続監視調査地点以外の地点をローリング調査地点とし、原則として令和６年度から５年間で一巡するよう調査する。

（イ）底　質

水質調査地点のうち、

①　県調査地点については、令和元年度から令和６年度までの調査において、測定値の最高値が 105pg-TEQ/g を超過した地点

② 国土交通省と市による継続監視を行っている地点

を継続監視調査地点とする。

また、継続監視調査地点以外の地点をローリング調査地点とし、原則として令和６年度から５年間で一巡するように調査する。

なお、原則として、河川は１河川につき河口部１地点、湖沼は環境基準点、海域は類型指定水域ごとに選定した各１地点を調査する。

イ　測定地点数

下表のとおりで、詳細は、別表１、２及び３並びに別図１、２及び３に示すとおりである。

	水　　質		底　　質	
区　分	河川、湖沼及び海域数	測定地点数（継続監視地点）	河川、湖沼及び海域数	測定地点数（継続監視地点）
河　川	４１	４９（３８）	２７	２９（１７）
湖　沼	４	８（　６）	３	３（　２）
海　域	７	１０（　１）	４	４（　１）
計	５２	６７（４５）	３４	３６（２０）

ウ　測定回数

下表のとおりで、詳細は、別表１、２及び３に示すとおりである。

区　分	水　　質	底　　質
河　川	年　１ ～ ２　回	年　１　回
湖　沼	年　１ ～ ２　回	年　１　回
海　域	年　１　回	年　１　回

エ　測定方法

・ＪＩＳ　Ｋ　０３１２（２０２０）

・「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（環境省：令和４年３月改定）

・「ダイオキシン類対策特別措置法の施行について」（平成１２年１月１２日環企企第１１号ほか）

（2）地下水

ア　測定地点数

下表のとおりで、詳細は、別表４に示すとおりである。

なお、県は令和５年度から令和９年度までの５年間で県内市町村（千葉市、船橋市及び柏市を除く。）を一巡するように調査する。

県	千葉市	船橋市	柏市	松戸市	成田市	計
１０	２	１	２	２	３	２０

イ　測定回数

年１回

ウ　測定方法

・ＪＩＳ　Ｋ　０３１２（２０２０）

・「ダイオキシン類対策特別措置法の施行について」（平成１２年１月１２日環企企第１１号ほか）

（3）土　壌

ア　測定地点数

下表のとおりで、詳細は、別表５に示すとおりである。

なお、県は令和７年度から１１年度までの５年間で県内市町村（千葉市、船橋市及び柏市を除く。）を一巡するように調査する。

県	千葉市	船橋市	柏市	市川市	成田市	旭市	習志野市	八千代市	匝瑳市	計
２１	２	１	２	１	３	１	１	１	２	３５

イ　測定回数

年１回

ウ　測定方法

・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（環境省：令和４年３月改定）

5　測定結果の送付及び公表等

測定機関は、このダイオキシン類常時監視計画に基づき実施した測定結果を県に送付するものとし、県は、これらの測定結果を取りまとめの上公表する。

なお、環境基準値を超える測定結果が得られたときは、直ちに県に報告し、協議するものとする。（千葉市、船橋市及び柏市を除く。）

6　その他

本計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上定めるものとする。

令和7年度ダイオキシン類水質測定計画（公共用水域）総括表

公共用水域の水質及び底質

水域区分		測定機関	水質			底質		
			河川、湖沼及び海域数	測定地点数		河川、湖沼及び海域数	測定地点数	
				地点数	機関別		地点数	機関別
河川	江戸川	国土交通省	1	1	1	1	1	1
	江戸川流入河川	千葉県	3	4	1	3	3	－
		調査測定市			3			3
	利根川	国土交通省	1	2	2	1	1	1
	手賀沼流入河川	千葉県	4	4	1	3	3	－
		柏市			3			3
	印旛沼流入河川	千葉県	2	2	1	2	2	1
		調査測定市			1			1
	利根川流入河川	千葉県	7	9	8	2	2	1
		調査測定市			1			1
	九十九里海域流入河川	千葉県	7	8	7	2	2	2
		調査測定市			1			－
	南房総海域流入河川	千葉県	4	4	4	4	4	4
	東京湾内房流入河川	千葉県	4	4	4	2	2	2
	東京湾内湾流入河川	千葉県	8	11	1	7	9	－
		千葉市			3			3
		船橋市			1			1
		調査測定市			6			5
	計		41	49		27	29	
湖沼	印旛沼	千葉県	1	3	3	1	1	1
	手賀沼	千葉県	1	2	1	1	1	－
		柏市			1			1
	高滝ダム貯水池	調査測定市	1	1	1	1	1	1
	亀山ダム貯水池	千葉県	1	2	2	－	－	－
	計		4	8		3	3	
海域	東京湾内湾	千葉県	5	5	3	3	3	1
		千葉市			1			1
		船橋市			1			1
	東京湾内房	千葉県	1	4	4	1	1	1
	南房総	千葉県	1	1	1	－	－	－
	計		7	10		4	4	

令和7年度ダイオキシン類公共用水域測定地点

別表1　河川

区分	番号	河川名	測定地点名	水質			底質		
				測定回数	調査区分	測定機関名	測定回数	調査区分	測定機関名
江戸川	7	江戸川	江戸川水門	1	◎	国土交通省	1	◎	国土交通省
江戸川流入河川	12	坂川	弁天橋	1	◎	松戸市	1	◎	松戸市
	13		赤圦樋門	1	○	千葉県	―	―	―
	14	新坂川	さかね橋	1	◎	松戸市	1	◎	松戸市
	17	国分川	須和田橋	1	○	市川市	1	○	市川市
利根川	24	利根川	栄橋(布川)	1	○	国土交通省	―	―	―
	27		水郷大橋(佐原)	1	◎	国土交通省	1	◎	国土交通省
手賀沼流入河川	31	金山落	名内橋	2	◎	千葉県	―	―	―
	32	染井入落	染井新橋	2	◎	柏市	1	◎	柏市
	33	大津川	上沼橋	2	◎	柏市	1	◎	柏市
	34	大堀川	北柏橋	2	◎	柏市	1	◎	柏市
印旛沼流入河川	38	手繰川	無名橋	1	○	佐倉市	1	○	佐倉市
	39	師戸川	師戸橋	2	◎	千葉県	1	○	千葉県
利根川流入河川	46	根木名川	新川水門	2	◎	成田市	1	◎	成田市
	47	派川根木名川	根木名川橋	2	◎	千葉県	―	―	―
	51	与田浦川	与田浦橋	2	◎	千葉県	―	―	―
	53	黒部川	迎田橋	2	◎	千葉県	―	―	―
	54		中央大橋	2	◎	千葉県	―	―	―
	56	清水川	山川橋	2	◎	千葉県	―	―	―
	57		清水橋	2	◎	千葉県	―	―	―
	58	忍川	富川地先	2	◎	千葉県	1	○	千葉県
	59	高田川	白石取水場	2	◎	千葉県	―	―	―
九十九里海域流入河川	61	新川	干潟大橋	1	◎	旭市	―	―	―
	63	栗山川	新井橋	2	◎	千葉県	―	―	―
	65		木戸大橋	2	◎	千葉県	―	―	―
	66	高谷川	与平橋	2	◎	千葉県	1	○	千葉県
	68	木戸川	木戸橋	2	◎	千葉県	―	―	―
	71	真亀川	真亀橋	2	◎	千葉県	1	○	千葉県
	72	南白亀川	観音堂橋	2	◎	千葉県	―	―	―
	73	一宮川	昭和橋	2	◎	千葉県	―	―	―
南房総海域流入河川	80	二夕間川	坂本	1	○	千葉県	1	○	千葉県
	84	加茂川	加茂川橋	1	○	千葉県	1	○	千葉県
	85	三原川	三原橋	1	○	千葉県	1	○	千葉県
	88	瀬戸川	瀬戸川橋	1	○	千葉県	1	○	千葉県
東京湾内房流入河川	94	平久里川	平成橋	2	◎	千葉県	1	○	千葉県
	96	佐久間川	勝山橋	2	◎	千葉県	―	―	―
	98	湊川	湊橋	1	○	千葉県	1	○	千葉県
	100	染川	染川橋	1	○	千葉県	―	―	―

別表1　河川（つづき）

区分	番号	河川名	測定地点名	水質			底質		
				測定回数	調査区分	測定機関名	測定回数	調査区分	測定機関名
東京湾内湾流入河川	107	小櫃川	岩田橋	1	○	千葉県	―	―	―
	109	小櫃川	小櫃橋	2	◎	袖ケ浦市	1	◎	袖ケ浦市
	110		椿橋	2	◎	木更津市	―	―	―
	112	養老川	持田崎橋	1	◎	市原市	1	◎	市原市
	113		浅井橋	1	◎	市原市	1	◎	市原市
	114		養老大橋	1	◎	市原市	1	◎	市原市
	117	村田川	新村田橋	1	◎	市原市	1	◎	市原市
	118	都川	都橋	1	◎	千葉市	1	◎	千葉市
	119	葭川	日本橋	1	◎	千葉市	1	◎	千葉市
	120	印旛放水路（下流）	新花見川橋	1	◎	千葉市	1	◎	千葉市
	121	海老川	八千代橋	1	◎	船橋市	1	◎	船橋市

別表2　湖沼

区分	番号	湖沼名	測定地点名	水質			底質		
				測定回数	調査区分	測定機関名	測定回数	調査区分	測定機関名
印旛沼	2	印旛沼	上水道取水口下	2	◎	千葉県	―	―	―
	3		一本松下	1	○	千葉県			
	4		北印旛沼中央	2	◎	千葉県	1	○	千葉県
手賀沼	6	手賀沼	手賀沼中央	2	◎	千葉県	―	―	―
	8		下手賀沼中央	2	◎	柏市	1	◎	柏市
高滝ダム貯水池	10	高滝ダム貯水池	加茂橋下流部	1	◎	市原市	1	◎	市原市
亀山ダム貯水池	13	亀山ダム貯水池	堤体直上流部	1	◎	千葉県	―	―	―
	15		亀山大橋	1	○	千葉県	―	―	―

別表3　海域

区分	番号	海域名	測定地点名	水質			底質		
				測定回数	調査区分	測定機関名	測定回数	調査区分	測定機関名
東京湾内湾	6	千葉港(甲)	千葉3	1	○	千葉市	1	○	千葉市
	E	千葉港(乙)	東京湾E	1	○	千葉県	1	○	千葉県
	12	東京湾(3)	船橋1	1	◎	船橋市	1	◎	船橋市
	17	東京湾(11)	東京湾4	1	○	千葉県	―	―	―
	21	東京湾(12)	東京湾18	1	○	千葉県	―	―	―
内房	25	東京湾(17)	東京湾19	1	○	千葉県	―	―	―
	26		東京湾20	―	―	―	1	○	千葉県
	27		東京湾21	1	○	千葉県	―	―	―
	31		東京湾25	1	○	千葉県	―	―	―
	33		東京湾28	1	○	千葉県	―	―	―
南房総	39	南房総	太平洋6	1	○	千葉県	―	―	―

◎印は毎年継続して調査する地点　○印は数年ごとに調査する地点

ダイオキシン類公共用水域水質測定地点図

別図1　河川

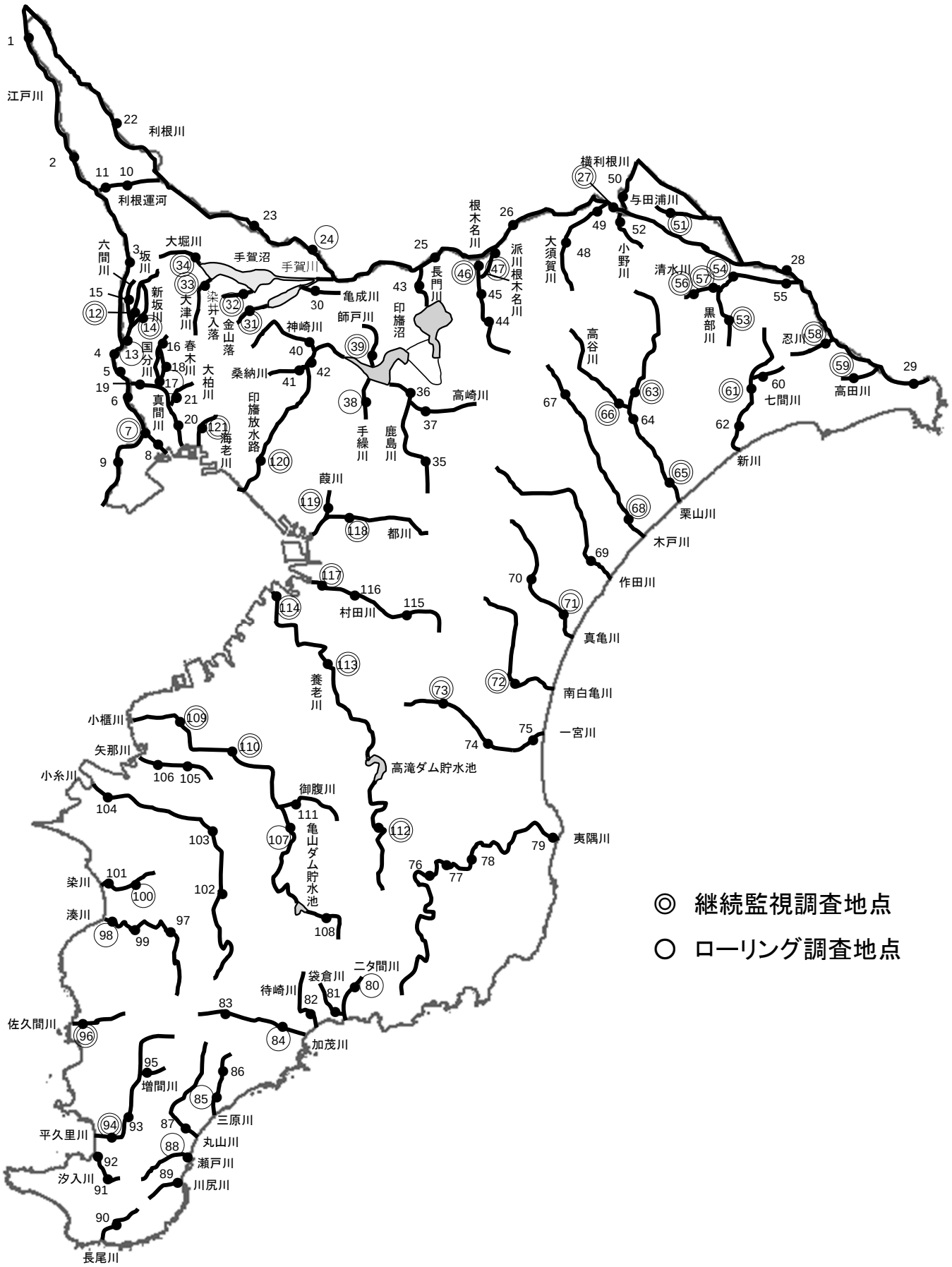

別図２　湖沼

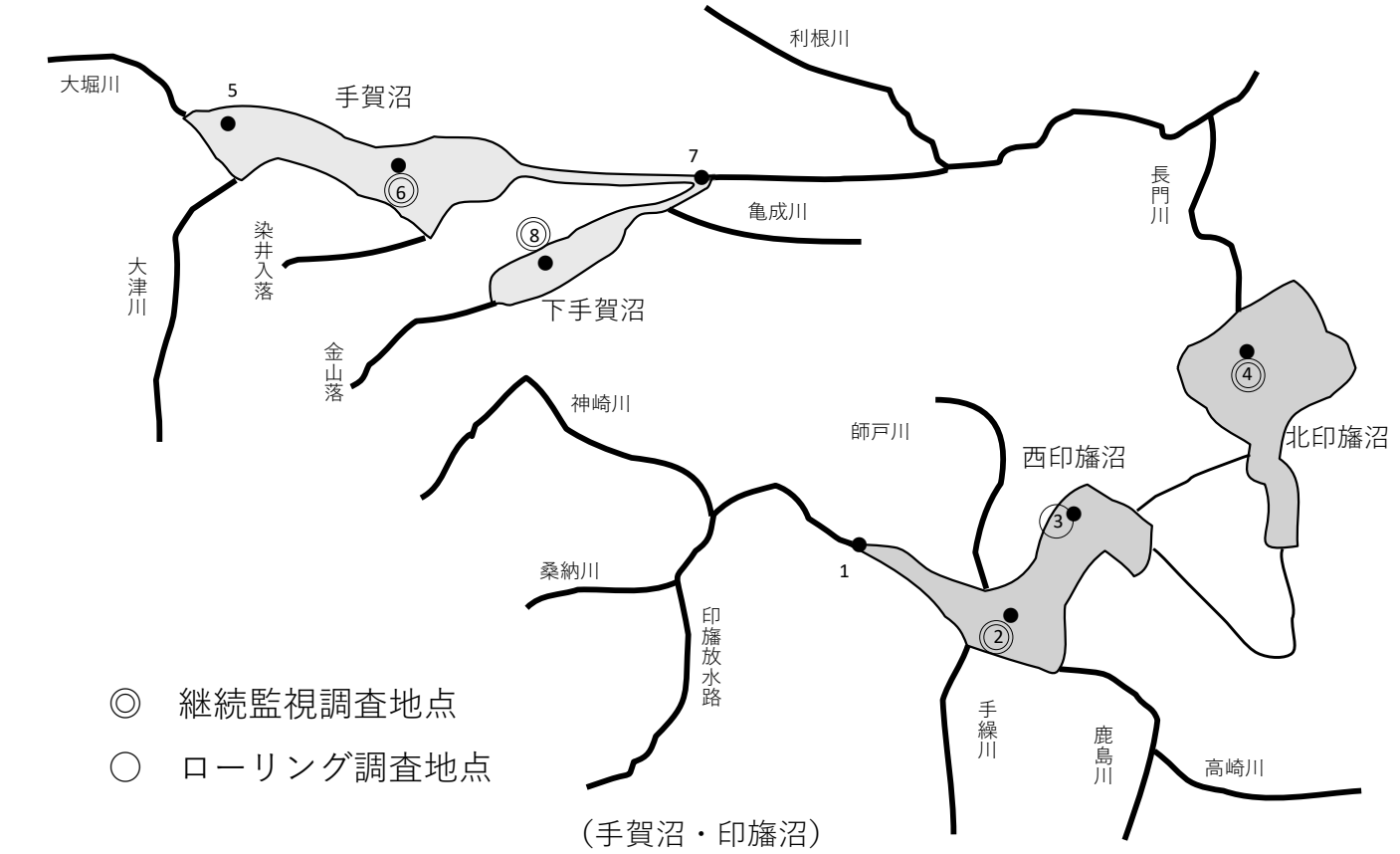

（手賀沼・印旛沼）

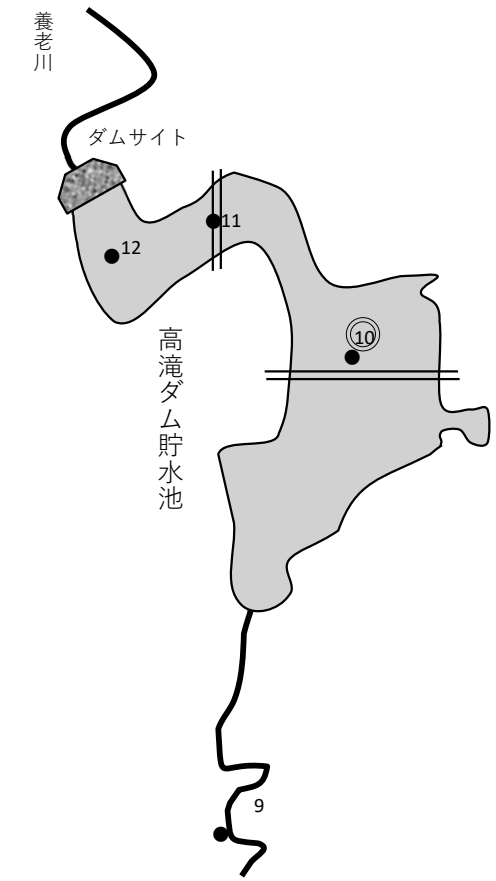

（高滝ダム貯水池）

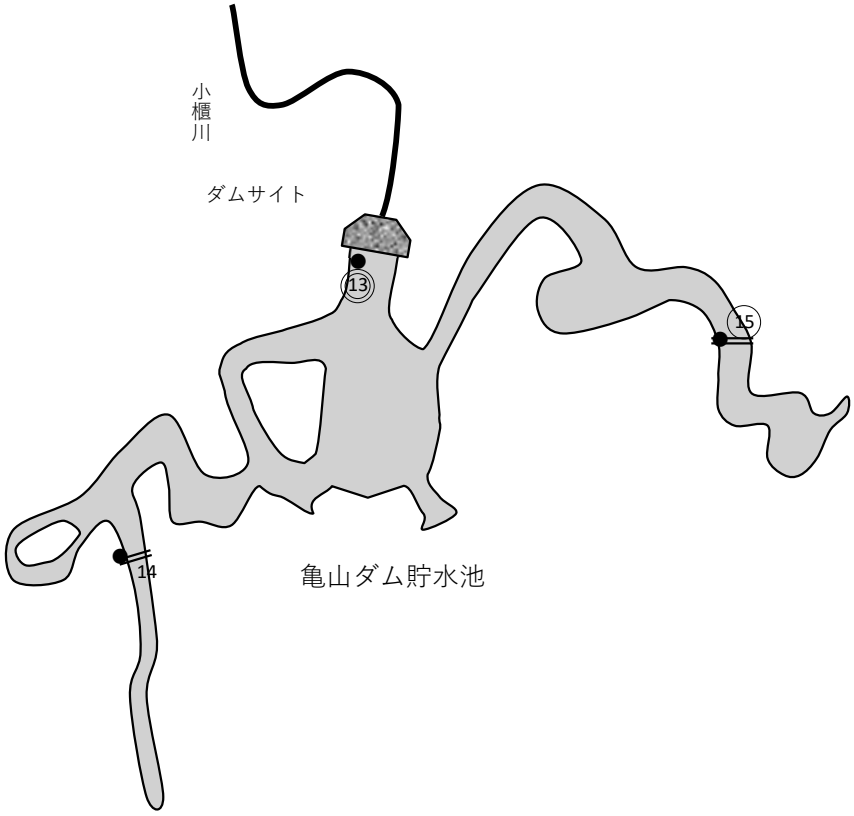

（亀山ダム貯水池）

別図３　海域

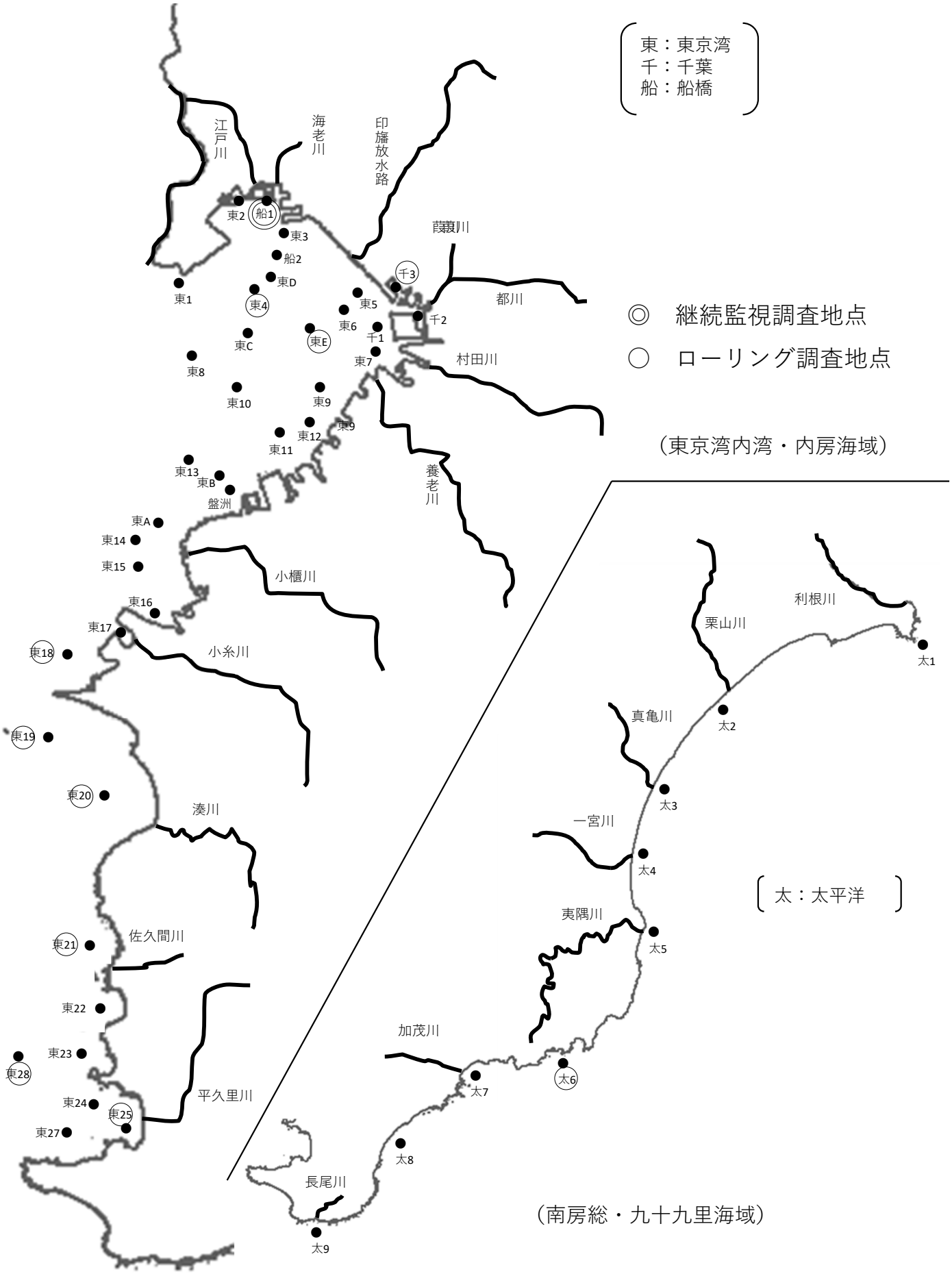
東：東京湾
千：千葉
船：船橋
◎　継続監視調査地点
○　ローリング調査地点
（東京湾内湾・内房海域）
江戸川
海老川
印旛放水路
葛飾川
都川
村田川
養老川
小櫃川
小糸川
湊川
佐久間川
平久里川
東1
東2
船1
東3
船2
東D
東4
東5
東6
東C
東E
千1
東7
千2
千3
東8
東10
東9
東12
東11
東13
東B
盤洲
東A
東14
東15
東16
東17
東18
東19
東20
東21
東22
東23
東28
東24
東25
東27
利根川
栗山川
真亀川
一宮川
夷隅川
加茂川
長尾川
太：太平洋
（南房総・九十九里海域）
太1
太2
太3
太4
太5
太6
太7
太8
太9

別表4　令和7年度ダイオキシン類地下水測定地点数

市 町 村	測定地点数		市 町 村	測定地点数	
	県実施	市町村実施		県実施	市町村実施
千葉市		2	八街市		
銚子市			印西市	1	
市川市			白井市		
船橋市		1	富里市		
館山市			南房総市		
木更津市	1		匝瑳市		
松戸市		2	香取市	1	
野田市			山武市		
茂原市			いすみ市		
成田市		3	大網白里市	1	
佐倉市			酒々井町		
東金市	1		栄町		
旭市			神崎町		
習志野市			多古町		
柏市		2	東庄町		
勝浦市			九十九里町		
市原市	1		芝山町		
流山市			横芝光町		
八千代市	1		一宮町		
我孫子市			睦沢町	1	
鴨川市			長生村		
鎌ケ谷市			白子町		
君津市			長柄町		
富津市	1		長南町		
浦安市			大多喜町	1	
四街道市			御宿町		
袖ケ浦市			鋸南町		
			計	10	10

別表5　令和7年度ダイオキシン類土壌測定地点数

市 町 村	測定地点数		市 町 村	測定地点数	
	県実施	市町村実施		県実施	市町村実施
千葉市		2	八街市		
銚子市	2		印西市	2	
市川市		1	白井市		
船橋市		1	富里市		
館山市	2		南房総市		
木更津市			匝瑳市		2
松戸市			香取市		
野田市			山武市		
茂原市			いすみ市		
成田市		3	大網白里市		
佐倉市			酒々井町		
東金市	2		栄町		
旭市		1	神崎町	2	
習志野市		1	多古町		
柏市		2	東庄町		
勝浦市			九十九里町		
市原市	4		芝山町	1	
流山市			横芝光町		
八千代市		1	一宮町	1	
我孫子市	2		睦沢町		
鴨川市			長生村		
鎌ケ谷市			白子町		
君津市			長柄町		
富津市			長南町		
浦安市			大多喜町	1	
四街道市	2		御宿町		
袖ケ浦市			鋸南町		
			計	21	14